

(仮称) 青森市子ども総合計画
(素案)

青森市

(空白ページ)

目 次

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画期間	5
4 計画の対象	5
5 計画の推進	5
6 青森市新総合計画後期基本計画との相関図	6

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口の変化と少子化の状況	7
2 子どもと子育て環境の状況	13

第3章 計画の基本方向

1 基本理念	25
2 基本目標	25
3 基本方向（施策の方向性）	26
4 施策体系	27

第2部 各論

第1章 子どもの権利が保障される環境づくり

1 子どもの権利を大切にす意識の向上	31
2 子どもの意見表明・参加の促進	33
3 権利侵害からの救済	35

第2章 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 1 母子保健・医療体制の充実37
- 2 乳幼児期の教育・保育の充実.....42
- 3 地域全体で子育てを支える環境づくり45
- 4 ワーク・ライフ・バランスの推進.....48

第3章 健やかで心豊かな育ちへの支援

- 1 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携50
- 2 学校教育の充実52
- 3 次代を担う大人になるための教育59
- 4 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上.....64
- 5 子どもの活動機会の充実67

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

- 1 障がいのある子どもなどへの支援の充実73
- 2 ひとり親家庭などへの支援の充実77
- 3 児童虐待防止に向けた支援の充実79
- 4 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援81

第5章 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- 1 子どもの安全安心の確保84
- 2 子育てを支援する生活環境の充実89

第 1 部 総論

(空白ページ)

1 計画策定の趣旨

近年の少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、子どもを取り巻く社会情勢が変化する中で、子どもを安心して生み育て、そして子どもたちが心豊かに育まれるための環境づくりがますます必要となっています。

このことから、本市では、社会全体で子どもが健やかに心豊かに育まれる環境づくりを推進することを目的に、平成 19 年 6 月策定の「青森市こども総合計画—こどもプラン—（平成 19 年度～22 年度）」及び平成 23 年 10 月策定の「青森市子ども総合計画後期計画（平成 23 年度～27 年度）」に基づき、子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくりを目指す「子ども支援」や大人が安心して子育てできる環境づくりを目指す「子育て支援」について、各種事業を展開してきました。

このような中、市では、「青森市子ども総合計画後期計画」の計画期間終了に加え、急速に進行する少子化をはじめ、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進するため、新たな「青森市子ども総合計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画であり、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市新総合計画－元気都市あおり市民ビジョン－後期基本計画」の分野別計画として策定します。

また、「(仮称)青森市地域福祉計画」や「(仮称)青森市障がい者計画」などと整合を図り、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画とします。

さらに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」としての位置づけを含む計画とします。

次世代育成支援対策推進法（抄）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とします。

4 計画の対象

本計画は、児童福祉や保健などの福祉分野だけでなく、教育や青少年の健全育成、生涯学習、労働環境、まちづくりなど広い分野を包括した総合計画として位置づけていることから、青森市内に居住する子ども（概ね 18 歳未満）とその子育て家庭はもちろん、市民、地域で活動する事業者など、すべての個人、団体を対象とします。

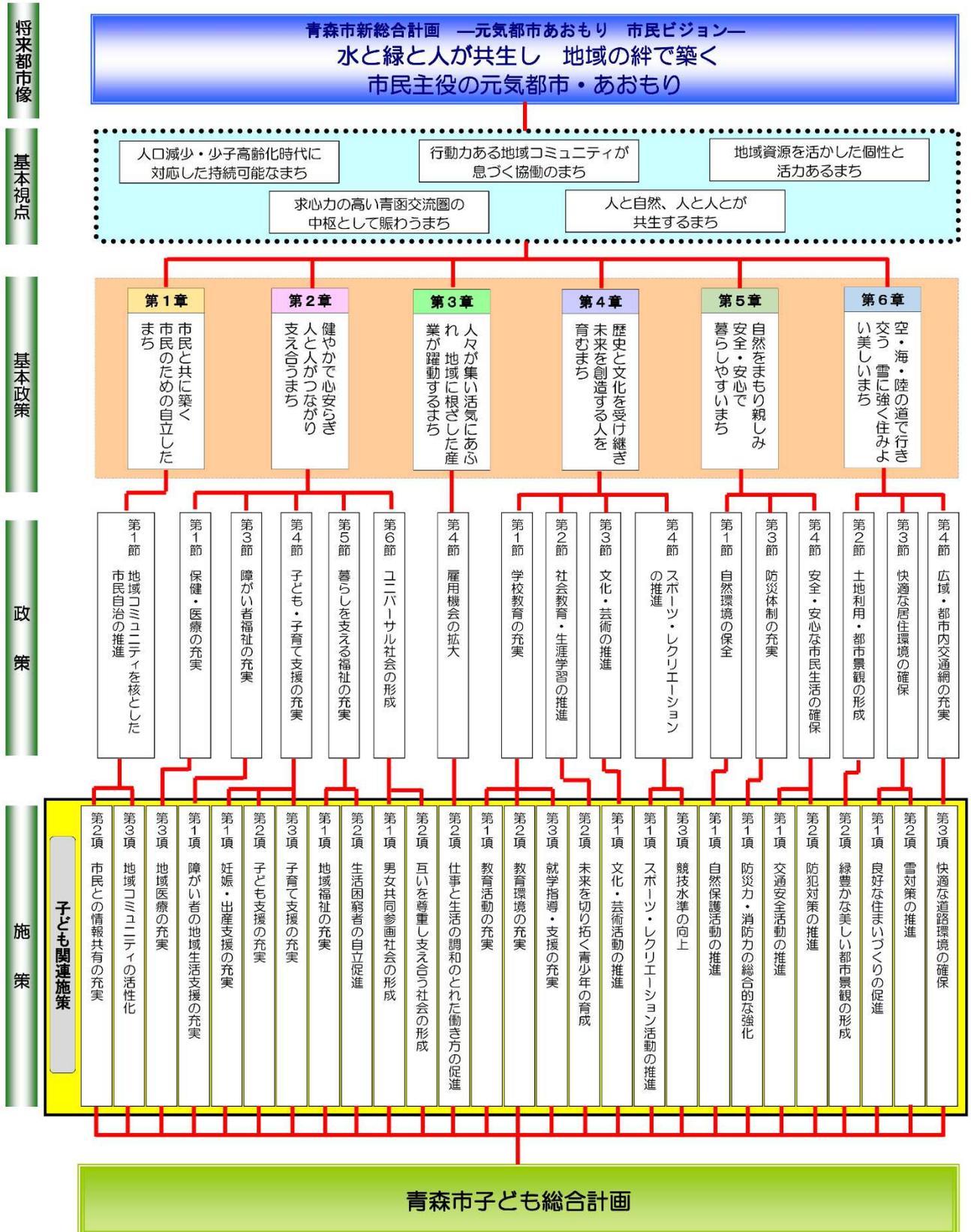
5 計画の推進

本計画は、施策の進捗度を測定するための指標を設定し、計画最終年度の平成 32 年度における目標値を定めています。

本計画の推進に当たっては、指標の達成度などを通じ、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行うとともに、「青森市子どもの権利条例」に基づき、「青森市子ども会議」の意見を尊重しながら各施策を展開していきます。

また、社会・経済情勢等の青森市を取り巻く環境の変化や市民意識調査等の市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

6 青森市新総合計画後期基本計画との相関図

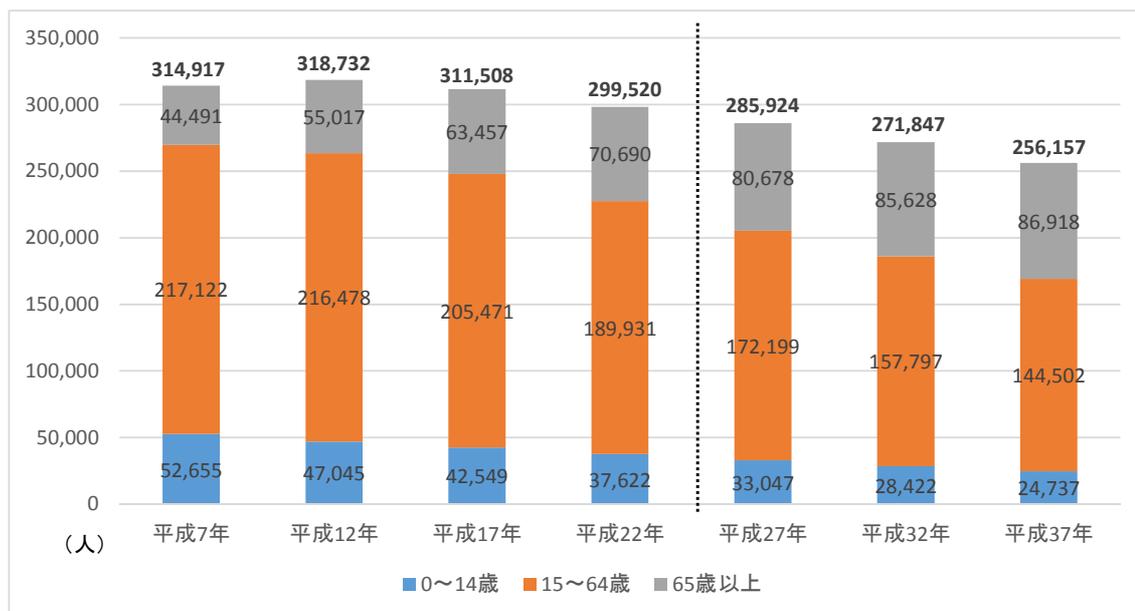


1 人口の変化と少子化の状況

(1) 人口の推移

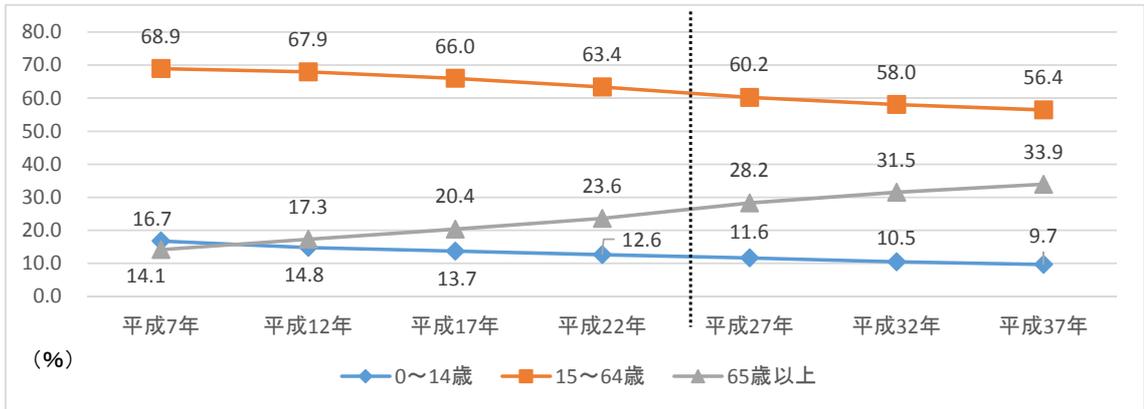
本市の総人口は、平成12年の318,732人をピークに減少に転じ、将来推計においても減少が続き、平成37年には256,157人となると推計されています。(図表1) 人口構成比率では、平成12年には年少人口(0～14歳)の割合が老年人口(65歳以上)の割合を下回り、平成37年には年少人口(0～14歳)の割合は9.7%になると推計されています。(図表2)

【図表1 青森市の人口の推移】



資料：総務省「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【図表 2 青森市の人口構成比率の推移】



資料：総務省「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

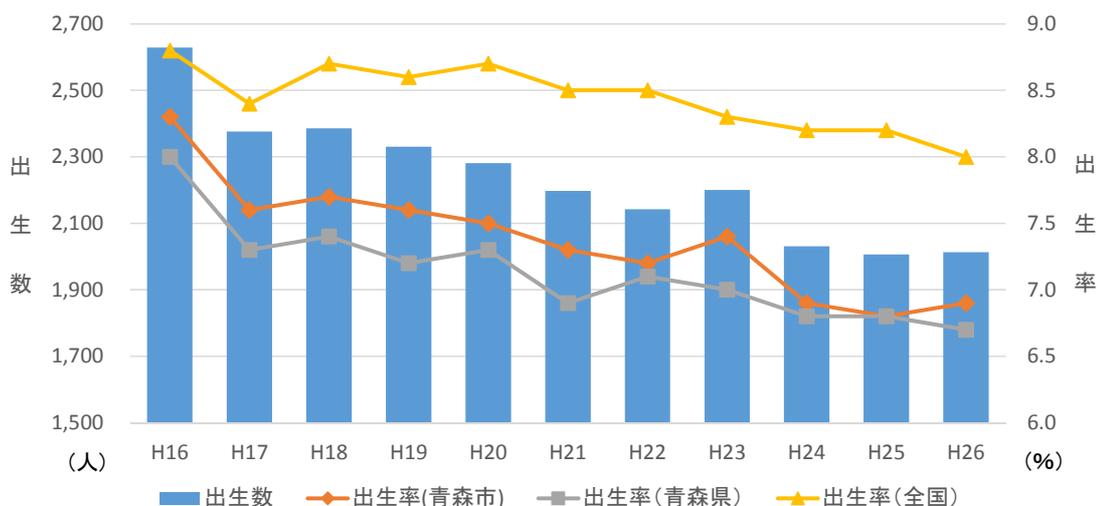
(2) 出生率等の推移

本市の出生数及び出生率^{※1}は、平成17年に大きく減少し、その後は減少傾向が続いています。また、出生率は一貫して全国より低くなっています。(図表3)

また、本市の合計特殊出生率は、平成17年まで減少傾向で推移してきましたが、国・県と同様、平成17年の1.20を底に上昇しており、近年、回復の兆しがみられます。(図表4)

【図表3 出生数・出生率の推移】

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
出生数(人)	2,629	2,376	2,386	2,331	2,281	2,198	2,142	2,201	2,031	2,006	2,013	
出生率	青森市	8.3	7.6	7.7	7.6	7.5	7.3	7.2	7.4	6.9	6.8	6.9
	青森県	8.0	7.3	7.4	7.2	7.3	6.9	7.1	7.0	6.8	6.8	6.7
	全国	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0

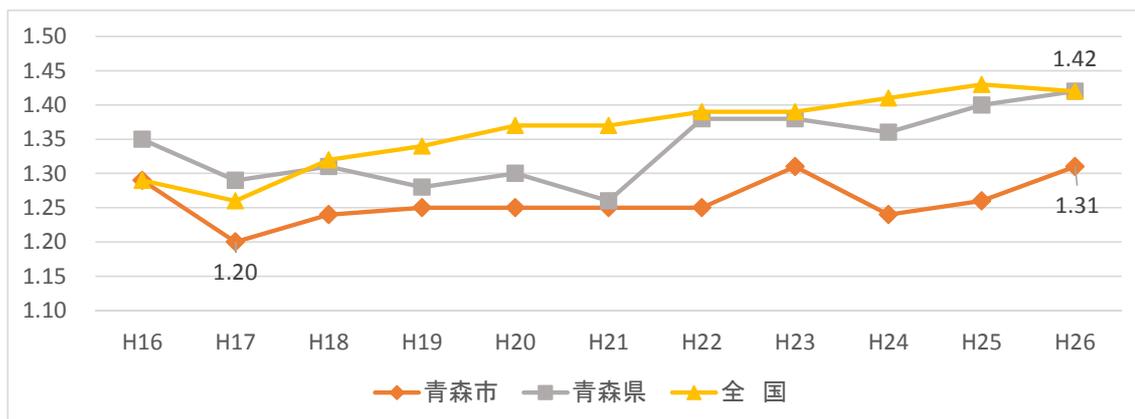


資料：厚生労働省「人口動態統計」青森県「保健統計年報」

※1 出生率：人口千人に対する年間の出生数の割合。

※2 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

【図表 4 合計特殊出生率の推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」青森県「青森県人口動態統計」
 ※市の数値は、上記資料を用いた本市の試算値

(3) 婚姻・出産の状況

少子化の主な要因のひとつとして「未婚化・晩婚化の進行」が挙げられますが、本市の未婚率は、全国と同様に、平成7年から平成22年にかけて男女ともすべての年齢区分で上昇しています。特に、男女ともに30歳～34歳の未婚率が10ポイント以上上昇しています。(図表5)

また、平均初婚年齢についても、全国・青森県ともに年々上昇しており、青森県では平成16年から平成26年にかけて、男性は29.1歳から30.6歳に、女性は27.3歳から29.0歳に上昇しており、晩婚化が進んでいることがうかがえます。(図表6)

【図表 5 年齢別の男女別未婚率】

単位：(%)

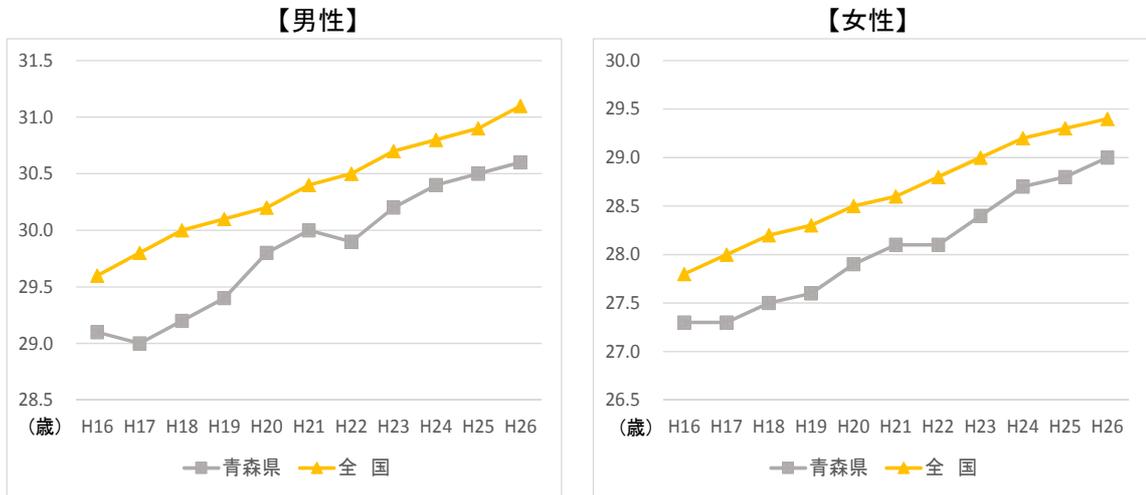
男女・年齢		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
		青森市	全国	青森市	全国	青森市	全国	青森市	全国
男性	25～29歳	62.1	66.9	64.7	69.4	68.0	71.4	69.8	71.8
	30～34歳	34.0	37.3	39.7	42.9	44.7	47.1	47.1	47.3
女性	25～29歳	47.9	48.0	52.6	54.0	57.7	59.0	59.4	60.3
	30～34歳	21.5	19.7	28.2	26.6	32.8	32.0	35.8	34.5

資料：総務省「国勢調査」

【図表 6 平均初婚年齢】

単位：歳

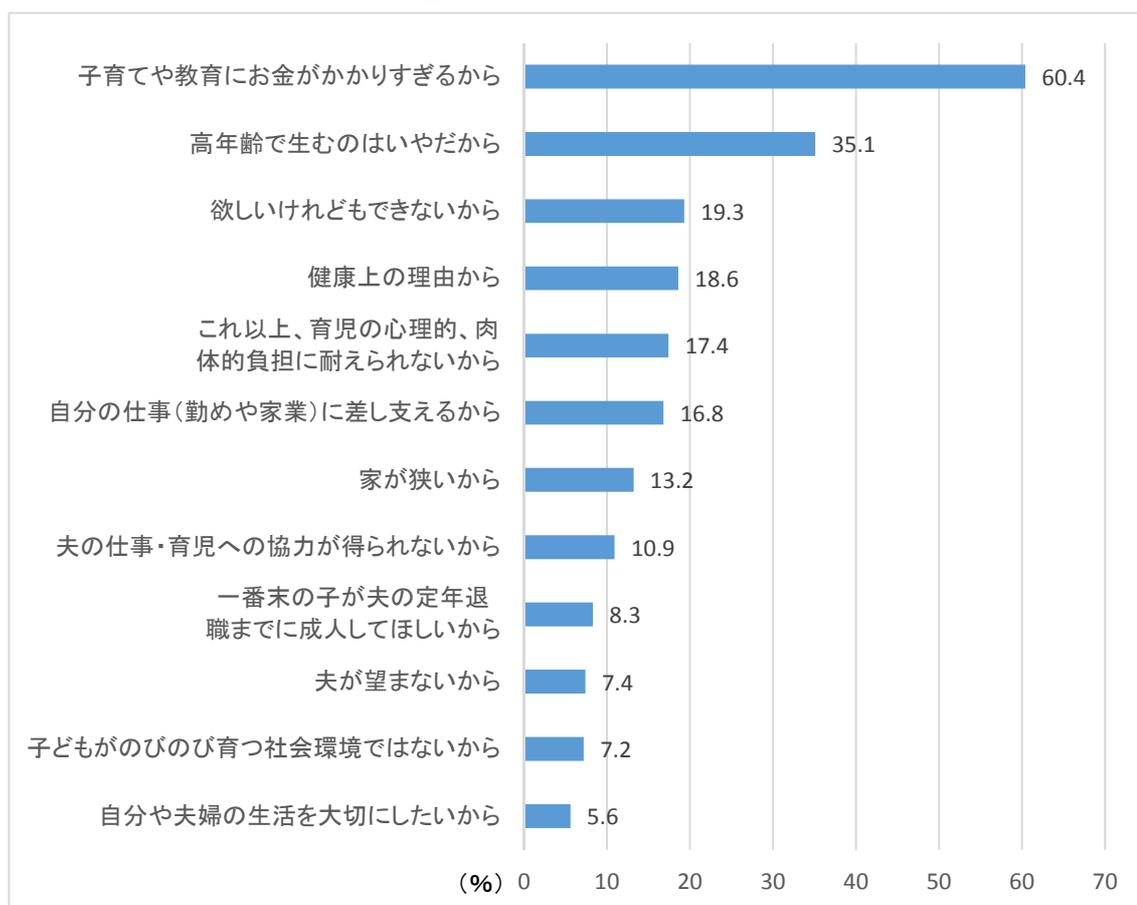
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
男性	青森県	29.1	29.0	29.2	29.4	29.8	30.0	29.9	30.2	30.4	30.5	30.6
	全国	29.6	29.8	30.0	30.1	30.2	30.4	30.5	30.7	30.8	30.9	31.1
女性	青森県	27.3	27.3	27.5	27.6	27.9	28.1	28.1	28.4	28.7	28.8	29.0
	全国	27.8	28.0	28.2	28.3	28.5	28.6	28.8	29.0	29.2	29.3	29.4



資料：厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2010年）によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数は2.42人であるのに対し、実際に持つつもりの子どもの数は2.07人という結果が出ています。理想の子ども数を持たない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」という年齢的理由が挙げられています。（図表7）

【図表7 理想の子ども数を持たない理由】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」

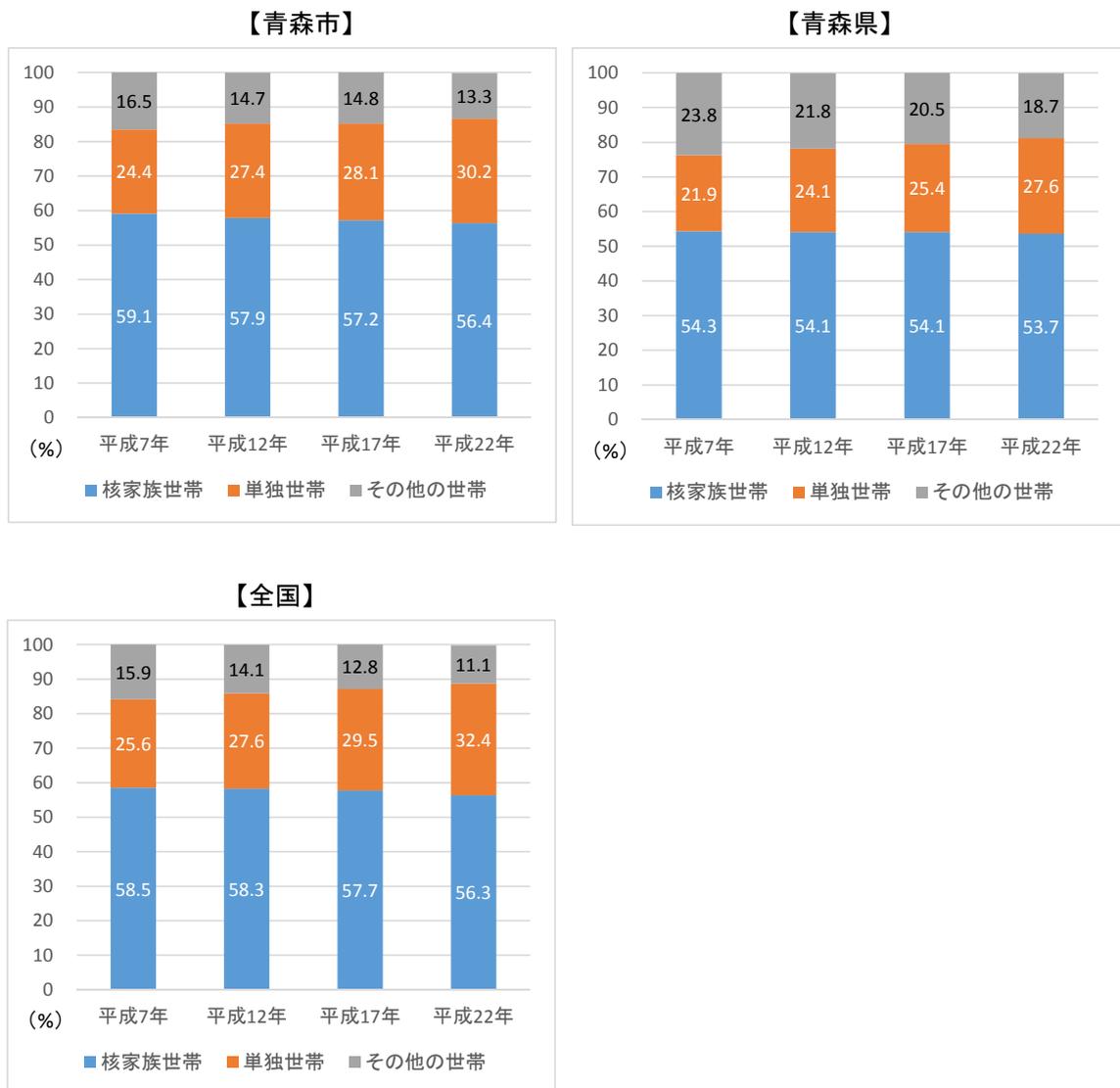
2 子どもと子育て環境の状況

(1) 家族の状況

家族構成の状況について、核家族[※]世帯の割合は、青森市・青森県・全国ともに年々減少傾向にあるものの、平成22年時点において世帯全体の半数以上を占めています。

(図表8)

【図表8 家族構成の推移】

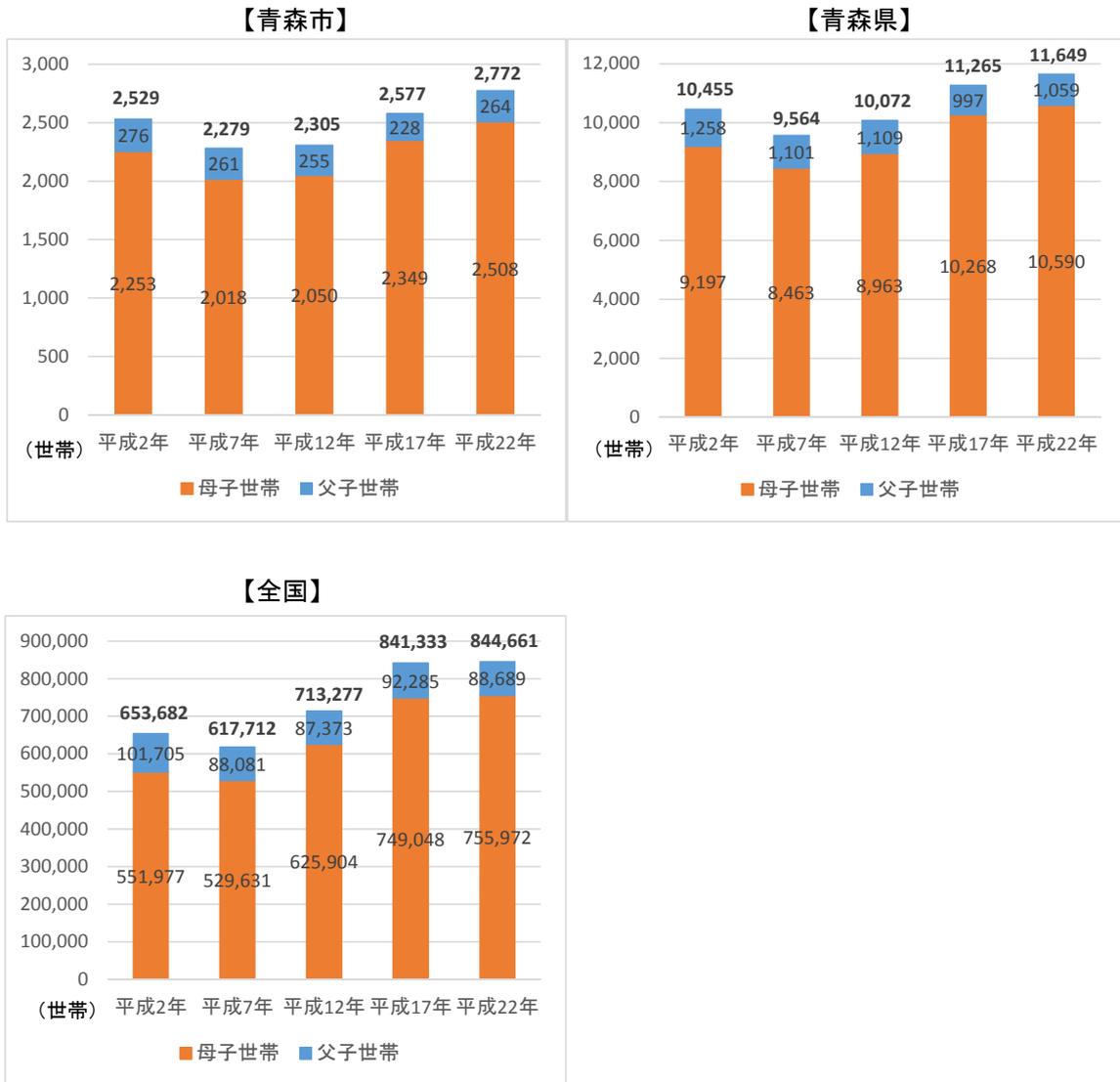


資料：総務省「国勢調査」

※核家族：「夫婦のみの世帯」、「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

また、ひとり親世帯について、母子世帯数は、青森市・青森県・全国とも平成7年以降は増加傾向にあります。一方、父子世帯数については、ほぼ横ばいで推移しています。(図表9)

【図表9 ひとり親家庭世帯数】

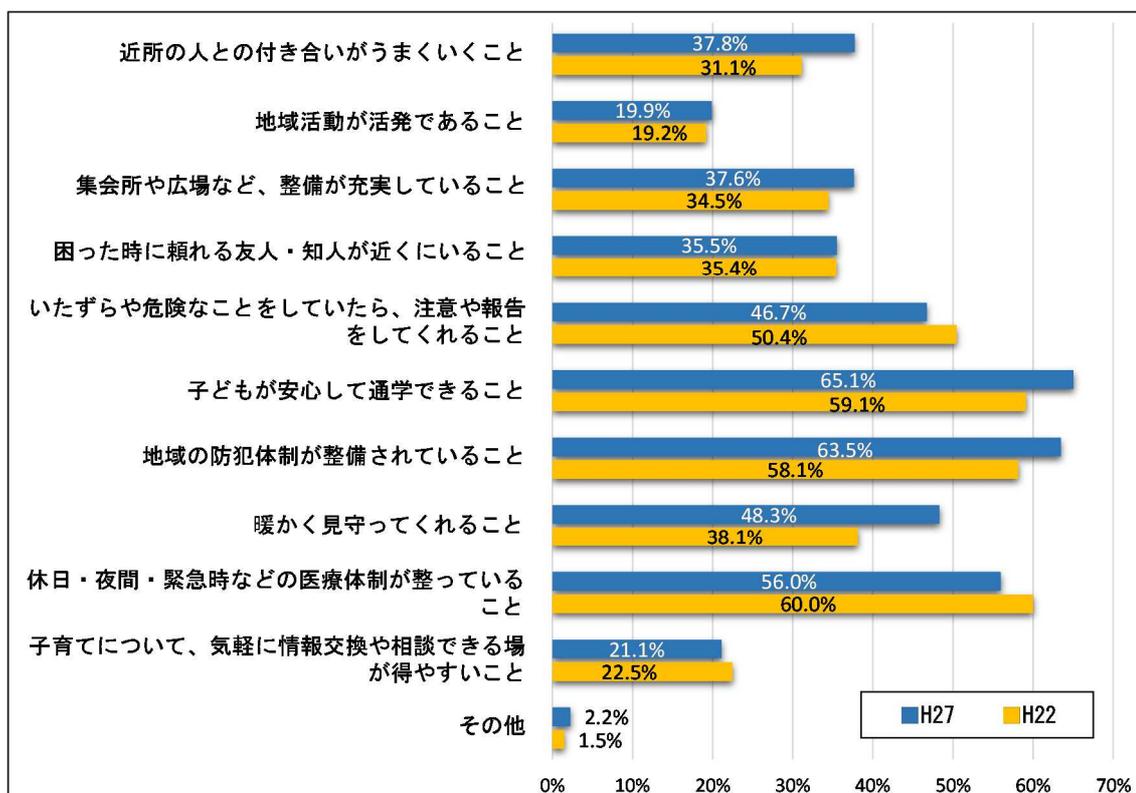


資料：総務省「国勢調査」

(2) 地域の子育て環境

就学前児童の保護者や小学生の保護者に対して行ったアンケート調査によると、子育てをしていく上で地域に期待することとして、「子どもが安心して通学できること」が65.1%と最も多く、「地域の防犯体制が整備されていること」63.5%、「休日・夜間・緊急時などの医療体制が整っていること」56.0%など、子どもが安全に安心して生活できる環境づくりが求められています。(図表 10)

【図表 10 子育てをしていく上で地域に期待すること】

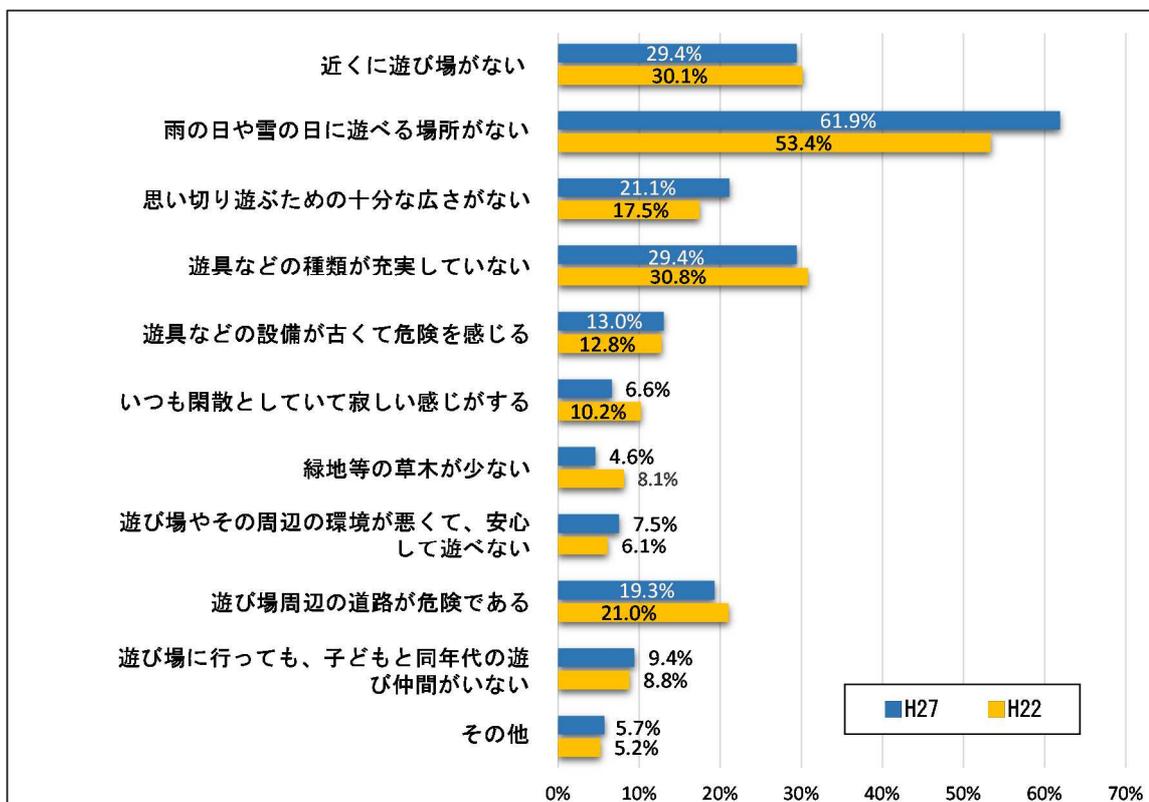


資料：青森市子ども総合計画策定に当たったアンケート調査

また、家の近くの遊び場について感じていることとして、「雨の日や雪の日に遊べる場所がない」が61.9%と最も多く、平成22年度(53.4%)に比べて増加しています。

(図表 11)

【図表 11 家の近くの遊び場について感じていること】

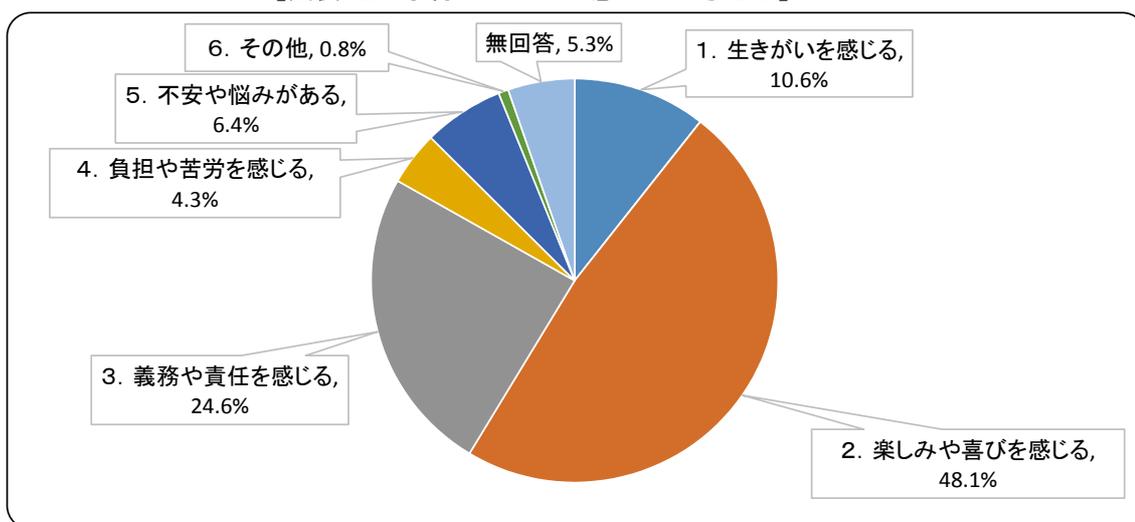


資料：青森市子ども総合計画策定に当たったアンケート調査

(3) 子育てに関する悩みや不安

就学前児童の保護者や小学生の保護者は、子育てについて感じていることとして、「楽しみや喜びを感じる」が48.1%と最も多く、「生きがいを感じる」10.6%と合わせて58.7%の人が生きがいや喜びを感じています。(図表12)

【図表12 子育てについて感じていること】

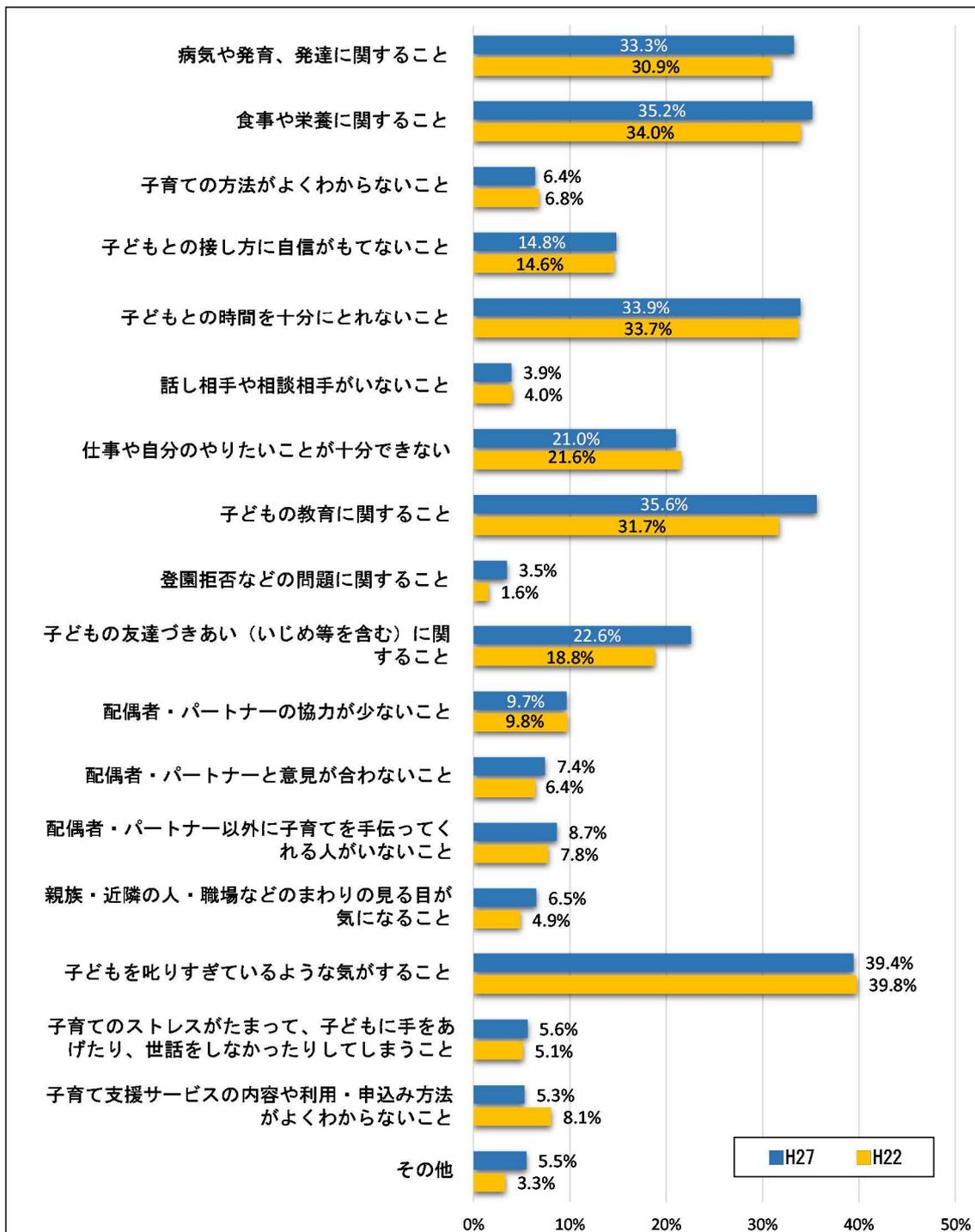


資料：青森市子ども総合計画策定に当たったアンケート調査

一方で、子育てに関して悩んでいることとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」と39.4%、「子どもの教育に関する」と35.6%、「食事や栄養に関する」と35.2%など、様々な悩みや不安を抱えている状況となっています。

(図表 13)

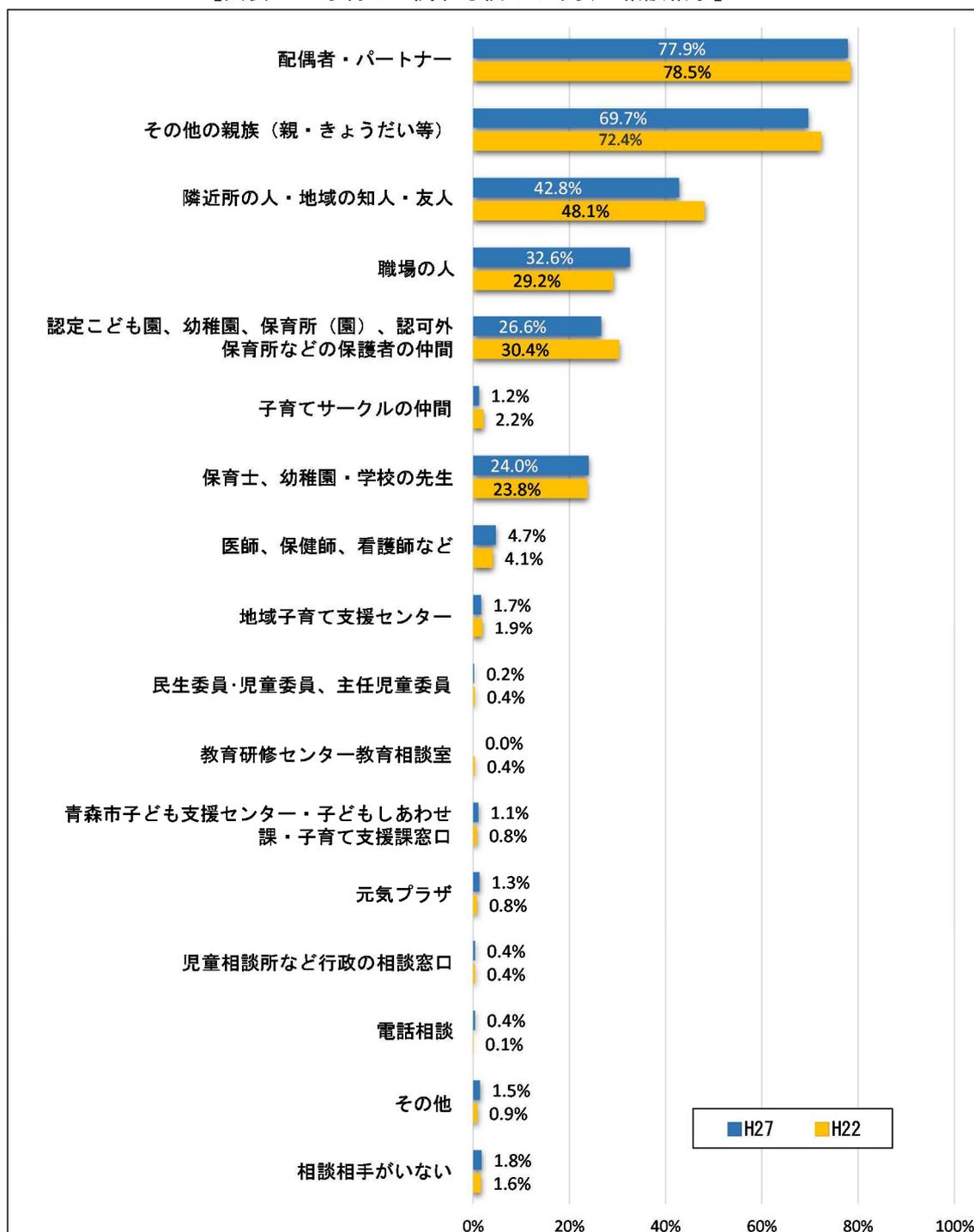
【図表 13 子育てに関して悩んでいること】



資料：青森市子ども総合計画策定に当たってのアンケート調査

また、悩みや不安を相談する相手としては、「配偶者・パートナー」77.9%、「その他の親族（親・きょうだい等）」69.7%といった身内の者のほか、「隣近所の人・地域の知人・友人」42.8%、「職場の人」32.6%など、親族以外の身近な人も多くなっています。（図表 14）

【図表 14 子育てに関する悩みや不安の相談相手】



資料：青森市子ども総合計画策定に当たってのアンケート調査

(4) 子どもをめぐる問題

本市及び児童相談所への児童虐待相談件数は、青森市においては平成 24 年度から平成 26 年度にかけて減少しているものの、全国的に増加傾向にあります。(図表 15)

本市で対応した相談内容としては、平成 26 年度はネグレクト（保護の放棄・怠慢）が 49 件で最も多く、次いで身体的虐待・心理的虐待の 27 件となっています。

(図表 16)

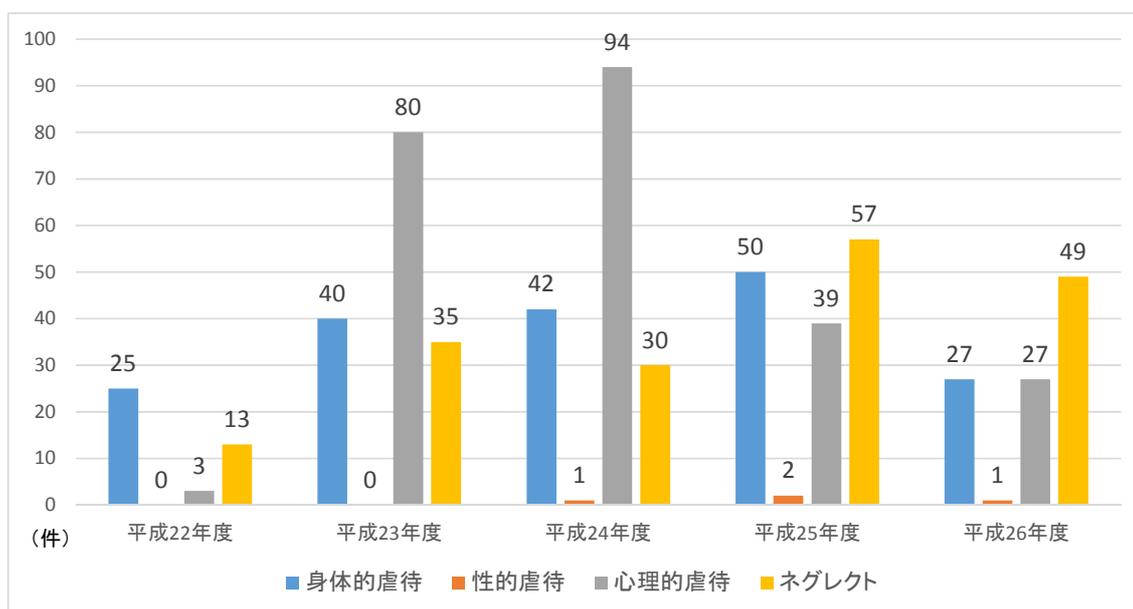
【図表 15 児童虐待相談件数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
青森市	41	155	167	148	104
青森県	692	698	842	822	834
全国	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931

※平成 26 年度の全国の件数は速報値。

資料：厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数（平成 27 年 10 月）」
青森市健康福祉部子どもしあわせ課

【図表 16 青森市における内容別児童虐待相談数】

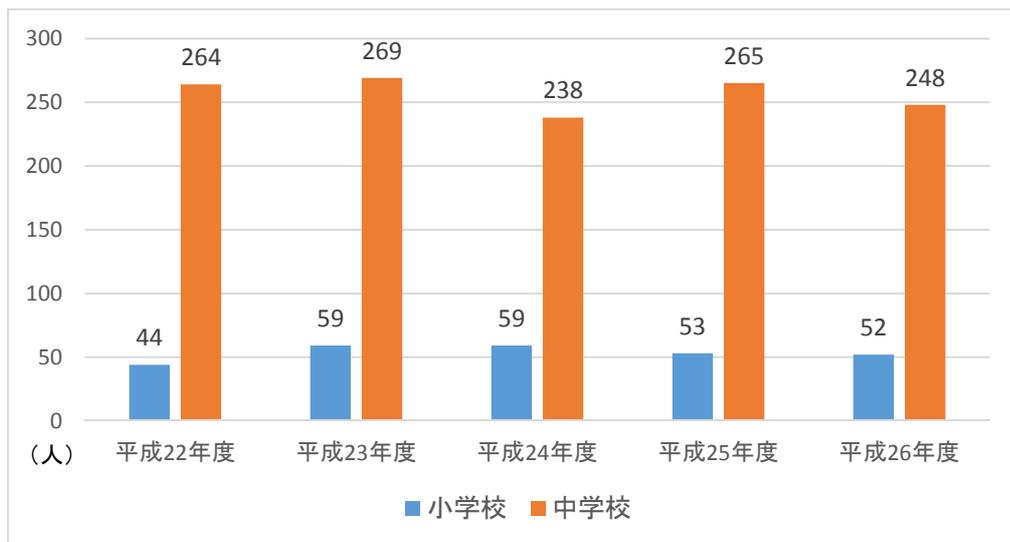


資料：青森市健康福祉部子どもしあわせ課

本市の小・中学校における不登校の児童生徒数については、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、小学校では 50 人程度、中学校では 250 程度とほぼ横ばいの数値で推移しています。(図表 17)

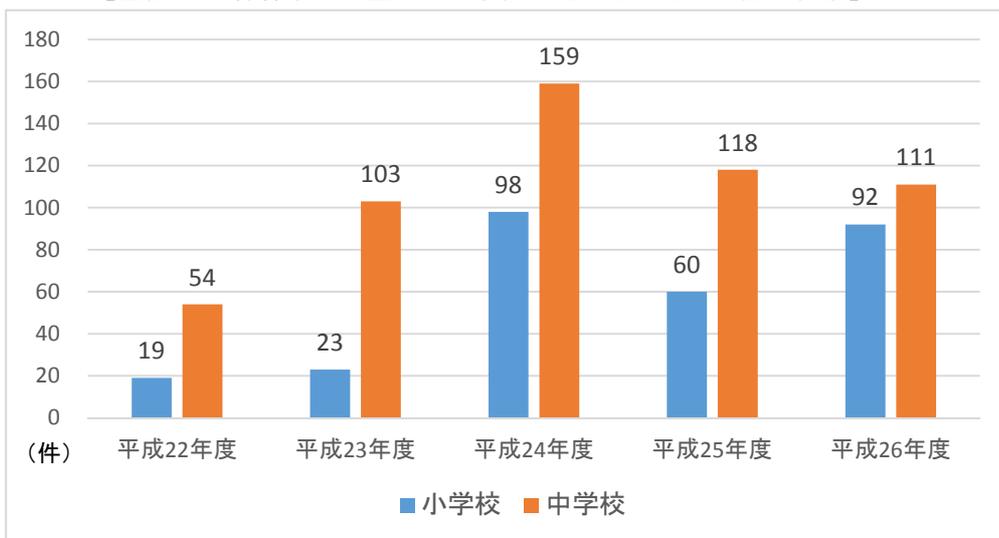
また、青森市の公立小・中学校におけるいじめの認知件数は、その年度でばらつきがありますが、平成 26 年度では、小学校での認知件数が 92 件、中学校での認知件数が 111 件となっています。(図表 18)

【図表 17 青森市の小・中学校における不登校児童生徒数】



資料：青森市教育委員会「平成 27 年度青森市の教育」

【図表 18 青森市の公立小・中学校におけるいじめの認知件数】



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

市では、「青森市子どもの権利条例」に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済を図るための相談・救済機関として、平成 25 年 5 月 1 日に、「青森市子どもの権利相談センター」を設置しました。

平成 26 年度の相談受付件数は大人・子ども合計で実件数が 119 件、延べ件数が 426 件でしたが、相談内容については、子どもは交友関係、心身の悩み、大人は子育て、家族関係などが多くなっています。(図表 19)

また、平成 26 年度は、問題解決のため関係機関等に働きかける調整活動については、34 回実施しました。(図表 20)

子どもの権利侵害について、子どもやその関係者から、その救済と権利の回復のための申立てを受けた件数は、平成 26 年度はありませんでした。(図表 21)

【図表 19 相談内容の内訳】

区分		心身の悩み	交友関係	不登校	いじめ	教職員等の指導	子育て	家族関係	学校等の対応	家庭内虐待	進路問題	金銭問題	行政機関の対応	その他	不明	合計 (件)
25 年度	実件数 42 件 (延べ 182 件) 子ども	5 (23)	19 (115)	1 (1)	4 (7)	3 (13)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (16)	0 (0)	42 (182)
	実件数 65 件 (延べ 106 件) 大人	0 (0)	2 (4)	2 (3)	2 (8)	7 (13)	18 (26)	6 (13)	6 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	21 (23)	0 (0)	65 (106)
26 年度	実件数 44 件 (延べ 219 件) 子ども	11 (96)	15 (65)	1 (4)	3 (26)	4 (15)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	44 (219)
	実件数 75 件 (延べ 207 件) 大人	3 (8)	2 (3)	5 (45)	8 (21)	9 (31)	13 (27)	10 (20)	7 (15)	3 (16)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	10 (14)	2 (2)	75 (207)

【図表 20 調整活動の状況】

調整先 年度	小学校	中学校	高等学校	行政機関	市教育 委員会	子ども 保護者等	合計(回)	
25 年度	2	1	0	0	2	30	35	(3 件、35 回)
26 年度	1	4	2	1	1	25	34	(6 件、34 回)

【図表 21 申立てによる調査活動の状況】

区分	申立て件数	調査回数
25 年度	1	2
26 年度	0	0

資料：平成 26 年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書

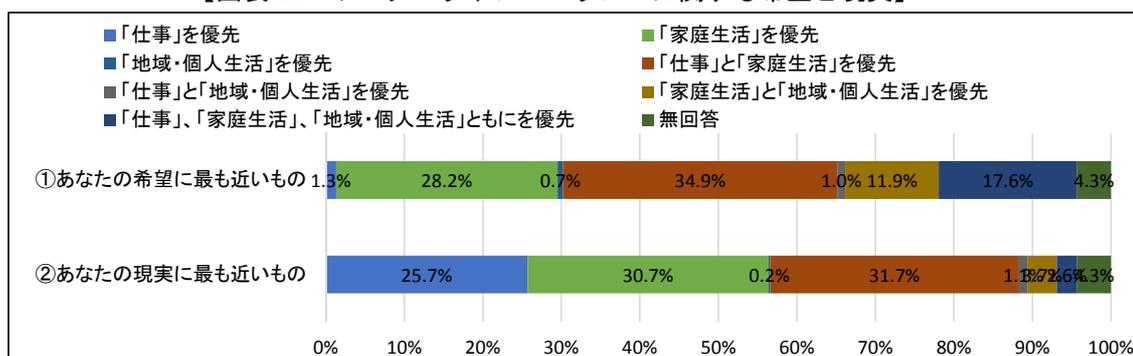
(5) ワーク・ライフ・バランスの状況

就学前児童の保護者や小学生の保護者に対して行ったアンケート調査によると、希望に最も近いものとしては「仕事と家庭生活を優先」34.9%、「家庭生活を優先」28.2%、「仕事、家庭生活、地域・個人生活ともに優先」17.6%であり、一方、「仕事を優先」は、1.3%となっています。

また、現実に最も近いものとしては「仕事と家庭生活を優先」31.7%、「家庭生活を優先」30.7%、「仕事を優先」25.7%となっています。

これらの結果から、現実においても希望どおり「仕事と家庭生活を優先」する人や「家庭生活を優先」する人がいる反面、現実において「仕事」を優先せざるをえない人が一定数いると考えられます。(図表 22)

【図表 22 ワーク・ライフ・バランスに関する希望と現実】



資料：青森市子ども総合計画策定に当たってアンケート調査

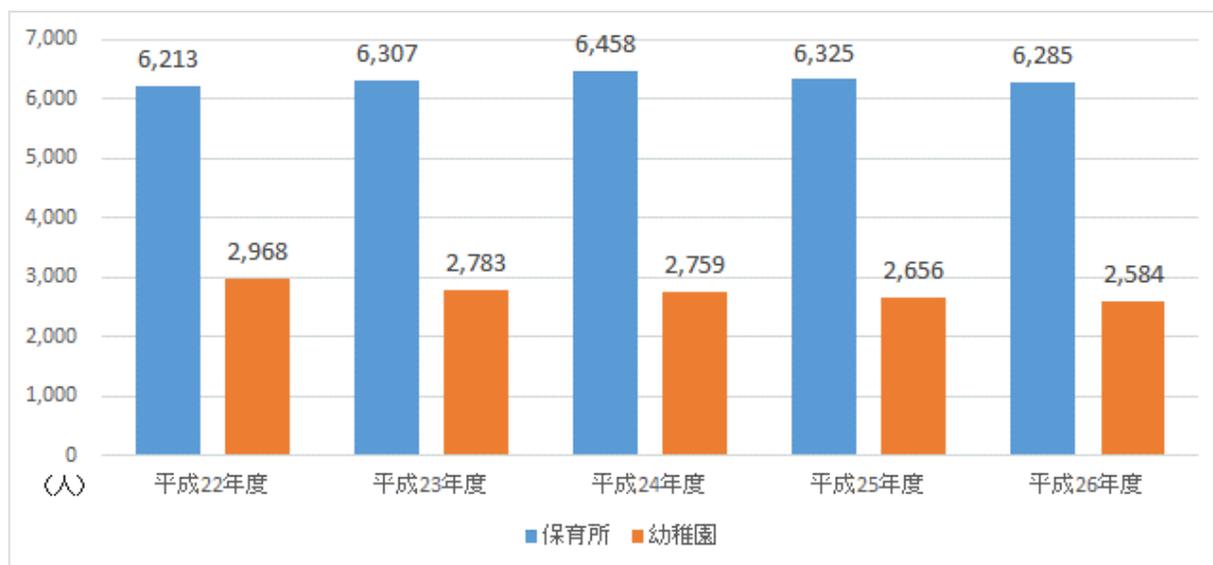
(6) 子育て支援の状況

保育の提供をはじめとする多様な子育て支援サービスがありますが、平成 27 年 4 月から乳幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、すべての子育て家庭を支援する子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

本市には平成 27 年 12 月 1 日現在、認定こども園 23 箇所、幼稚園 19 箇所、保育所 76 箇所、小規模保育事業 1 箇所があります。

入所児童数については、保育所は横ばいとなっている一方、幼稚園は減少傾向にあり、乳幼児期の教育・保育や、地域の様々な子育て支援について、さらなる量の拡充や質の向上が求められています。(図表 23)

【図表 23 青森市の保育所・幼稚園における入所児童数】



資料：青森市健康福祉部子育て支援課

※保育所は各年度 4 月 1 日現在

幼稚園は各年度 5 月 1 日現在 (幼稚園には認定こども園を含む)

1 基本理念

「子どもの最善の利益」を第一に考えた「子どもの権利」の保障

平成 19 年 6 月策定の「青森市こども総合計画—こどもプラン—」（平成 19 年度～22 年度）及び平成 23 年 10 月策定の「青森市子ども総合計画後期計画」（平成 23 年度～27 年度）の基本理念や、平成 24 年 12 月制定の「青森市子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、本計画の基本理念を定めます。

2 基本目標

子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）**大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）**

3 基本方向（施策の方向性）

基本目標の達成に向け、以下の施策に取り組みます。

（1） 子どもの権利が保障される環境づくり

平成 24 年 12 月に制定した「青森市子どもの権利条例」の趣旨に基づき、子どもにとって大切な権利が保障される環境づくりを図ります。

（2） 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

母子保健対策の充実及び小児救急医療体制の確保を図るほか、ニーズに応じた多様な乳幼児期の教育・保育を提供するなど、保護者が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを図ります。

（3） 健やかで心豊かな育ちへの支援

学校や家庭、地域などの連携により、学力はもとより豊かな心や健やかな体の育成を図るとともに、子どもの活動機会を充実させるなど、子どもの健やかな育ちへの支援を図ります。

（4） 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

障がいのある子どもやひとり親家庭、児童虐待の恐れがある家庭などのほか、貧困の状況にある子どもなど、様々な環境にある子どもや家庭に対する、きめ細かい支援を図ります。

（5） 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

子どもを交通事故や犯罪被害などから守るほか、子どもや妊産婦が安全で快適に過ごせる生活環境の整備を図ります。

4 施策体系

「子どもの最善の利益」を第一に考えた「子どもの権利」の保障

子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり(子ども支援)
大人が安心して子育てできる環境づくり(子育て支援)

第1章 子どもの権利が保障される環境づくり

- 1 子どもの権利を大切にする意識の向上
- 2 子どもの意見表明・参加の促進
- 3 権利侵害からの救済

第2章 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 1 母子保健・医療体制の充実
- 2 乳幼児期の教育・保育の充実
- 3 地域全体で子育てを支える環境づくり
- 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

第3章 健やかで心豊かな育ちへの支援

- 1 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携
- 2 学校教育の充実
- 3 次代を担う大人になるための教育
- 4 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上
- 5 子どもの活動機会の充実

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

- 1 障がいのある子どもなどへの支援の充実
- 2 ひとり親家庭などへの支援の充実
- 3 児童虐待防止に向けた支援の充実
- 4 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援

第5章 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- 1 子どもの安全安心の確保
- 2 子育てを支援する生活環境の充実

(空白ページ)

第 2 部 各論

(空白ページ)

第1章

子どもの権利が保障される環境づくり

1 子どもの権利を大切にすること意識の向上

現状と課題

《青森市子どもの権利条例の制定》

- 市では、「子どもの権利条約」^{※1}の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成24年12月に「青森市子どもの権利条例」を制定しました。
- 子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にいる大人が、権利について正しく理解するとともに、子ども自身も自らの権利を正しく学び、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重する必要があります。

《「青森市子どもの権利条例」の認知度》

- 市では、条例制定以降、条例の普及啓発活動を実施してきましたが、本計画策定に当たって実施したアンケート調査^{※2}において、条例について「知っている」と回答した人の割合は、小学生の保護者では2割をこえているものの、就学前児童の保護者、小学4～6年生、中学生及び高校生では1割程度となっています。
- これらを踏まえ、子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくりを推進していくに当たっては、本計画の基本理念である『『子どもの最善の利益』を第一に考えた『子どもの権利』の保障』に基づき、子どもの権利の保障を施策の基本に据え、大人や子どもに対する、条例の趣旨の普及啓発や学びへの支援を行う必要があります。

※1 子どもの権利条約：世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、1989年（平成元年）に国際連合において採択され、我が国は、1994年（平成6年）に批准している。

※2 アンケート調査：「青森市子ども総合計画」策定に当たって、市民ニーズを把握し計画に反映させるために、子ども、保護者、団体を対象に実施した調査。

主な取組

(1) 人権意識の普及啓発

《人権意識の普及啓発》

- ◆子どもの権利に関する理解を促進するため、広報・普及活動を実施します。とりわけ、子どもとの関わりが深い保護者等には重点的に普及啓発活動を行います。
- ◆「青森市子どもの権利条例」に定める「青森市子どもの権利の日」（11月20日）において、この日にふさわしい活動として、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供します。

(2) 権利に関する学びへの支援

《権利に関する学びへの支援》

- ◆子どもが「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かで健やかに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」について、全ての児童生徒の理解を深めるため、「青森市子どもの権利条例」を分かりやすくした教材を活用し、指導します。
- ◆「青森市子どもの権利条例」の理解を進めるため、小・中学校での子どもの人権に関する出前講座の実施や、PTA等の研修会への講師派遣を行い、子どもの権利に関する学習機会の充実を図ります。

2 子どもの意見表明・参加の促進

現状と課題

《青森市子ども会議》

- 「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利の一つとして、「意見を表明し参加する権利」を定め、市政などについて、子どもが意見表明し参加する場として、「青森市子ども会議」を置くこととしています。
- 小学5年生から高校3年生の子どもたちで構成される「青森市子ども会議」では、「青森市子どもの権利条例」について学習し、ねぶた祭りや子どもの権利の日のイベントなどで、子どもの権利の普及啓発活動を行うとともに、身の回りの興味のあることについて市長に意見提案をするなど、意見表明の活動を実施してきました。
- 今後は、「青森市子ども会議」の活動を一層充実させるとともに、「青森市子ども会議」以外の子どもたちが自主的に意見表明や参加できる機会を設けていく必要があります。

主な取組

(1) 子どもの意見表明・参加の促進

《子ども自身に関わる施策の推進への子ども自身の参加》

- ◆子ども自身に関わる施策の推進に直接子ども自身が参加できるよう、市の附属機関である「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」と連携するなど、「青森市子ども会議」の活動の場を増やします。
また、「青森市子ども会議」の活動に当たっては、子どもたちの自主性をより尊重した活動を展開していきます。
- ◆「青森市子ども会議」の活動を支援し、子どもの参加を支援することのできる「子どもサポーター」の育成に努めます。

(2) 子どもの活動機会の確保

《子どもの活動機会の確保》

- ◆「青森市子ども会議」だけでなく、地域等において多くの子どもたちが意見表明し参加する機会を確保するための具体的な方策について検討します。

3 権利侵害からの救済

現状と課題

《権利侵害からの救済》

- 市では、「青森市子どもの権利条例」に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済を図るための相談・救済機関として、平成25年5月1日に、「青森市子どもの権利相談センター」を設置しました。
- 本計画策定に当たって実施したアンケート調査において、「青森市子どもの権利相談センター」について「知っている」と回答した人の割合は、就学前児童の保護者では1～2割、小学生の保護者、小学4～6年生、中学生及び高校生では3割程度となっています。
- 「青森市子どもの権利相談センター」では、子どもや大人から、「心身の悩み」、「交友関係」、「不登校」、「いじめ」などの相談を受けていますが、相談に当たっては、「子どもの最善の利益」を優先し、相談者の話をじっくり聴き共に解決策を考えながら、当事者自身の力で解決できるよう支援するとともに、必要な場合には、問題の解決を図るために、関係者・関係機関に働きかけを行う調整活動を実施しています。今後はより一層、子どもに関する他の相談窓口や各種関係機関との相互連携に努め、適切な支援を実施していく必要があります。
- 「青森市子どもの権利相談センター」での相談方法としては、窓口相談のほか、電話、ファックス、メール、手紙に加え、相談員の訪問による相談を行っていますが、より相談者が利用しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

主な取組

(1) 権利侵害からの救済

《青森市子どもの権利相談センターの普及啓発》

- ◆子どもの権利侵害を未然に防止するため、子どもたちの悩みや困っていることなどについて気軽に相談できるよう、「青森市子どもの権利相談センター」の普及啓発を図ります。
- ◆普及啓発に当たっては、リーフレットや携帯カードなどを含む広報媒体の活用のほか、「青森市子どもの権利擁護委員」や「調査相談専門員」による、子ども関連施設の巡回訪問など、子どもたちにとって「青森市子どもの権利相談センター」がより身近に感じられる手法について検討します。

《相談・支援体制の充実》

- ◆相談に対しては、相談者の気持ちに寄り添い、希望に沿った解決法をともに考え、可能な限り相談者が自ら問題の解決に当たることができるよう支援します。
- ◆問題解決に当たっては、子どもの状況に応じて、学校や教育委員会、子どもに関する他の相談窓口など各種関係機関と相互に協力・連携し、迅速かつ適切に対応します。
- ◆相談者が自ら問題の解決に当たることが困難な場合や、権利侵害に対して「救済の申し立て」があった場合など、必要に応じて事実関係の調査、関係者間の調整、関係機関への勧告や要請といった、迅速かつ適切な救済を図ります。
- ◆相談方法については、来窓による面談、電話、FAX、メール、手紙がありますが、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用など新たなサービスの提供も含め、より相談しやすい環境づくりに努めます。

第2章

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

1 母子保健・医療体制の充実

現状と課題

《周産期医療等》

- 青森県立中央病院への「総合周産期母子医療センター」の開設により、ハイリスク妊婦や新生児を受け入れる体制の充実が図られています。
- しかし、健康問題のある家庭やDV・虐待など養育環境に問題を抱える家庭、経済的問題を抱える家庭、出産年齢の高齢化に伴う早期産等のハイリスク妊婦など、その対応について関係機関と連携しながら、きめ細やかな保健対策を講じていかなければならないケースが増加しています。
- また、妊娠に向けて不妊治療を受けている夫婦が増加傾向にある中で、不妊治療は、身体的にも精神的にも負担が大きいほか、費用も高額になることが多く、経済的理由から十分な治療を受けることができないケースが少なくない状況にあり、本市においても、特定の不妊治療に対する助成制度を活用する方が増えている状況にあります。

《子どもの肥満の状況》

- 本市の6歳から14歳の児童生徒における肥満傾向児の出現率は、全国的に全国より高い状況となっています。
- 肥満は、体重測定等により自分の状態を確認できることから、生活習慣が形成される子どもの頃からの食育や運動習慣の定着等、自己管理の大切さについて啓発し、肥満予防に向けた生活習慣改善を進めることが必要です。

《小児救急医療体制》

- 子どもが病気などをしたときに適切な処置が受けられるよう、日ごろの健康状態を把握してくれる「かかりつけ医」を持つことの普及啓発を引き続き図る必要があります。

- 青森市急病センターでは、青森市医師会の協力のもと、毎日の夜間に当番制で小児科医を配置し、初期小児救急医療体制の充実を図ってきましたが、本市の小児科医が減少傾向にあり、小児科当番医の高齢化も進んでいることから、現在の診療体制を維持することが課題となっています。
- 初期小児救急医療から三次小児救急医療へと適切に連携できる体制の充実を図るとともに、症状に応じた小児救急医療施設を利用していただき、子育て時の不安の軽減と小児救急医療体制を維持するために、引き続き、それぞれの役割や小児救急医療施設の適正利用などについて周知を図っていく必要があります。

《妊産婦・子どもの医療費助成》

- 国は、出産費用について、出産育児一時金 40 万 4 千円（産科医療補償制度に加入の医療機関等での出産については、42 万円）を上限として、医療機関へ直接支払う仕組み（直接支払制度）を実施するなど、妊産婦の経済的負担を軽減しています。
- 本市においては、国民健康保険加入の妊産婦を対象に、国と同様の対策のほか、外来受診の医療費助成や出産費資金の融資あっせんを行っていますが、これらの対策は、疾病の早期発見・早期治療を促し、妊産婦の健康保持や経済的負担の軽減にもつながることから、継続して実施していく必要があります。
- 子どもの医療費助成については、これまでの未就学児の入院・通院及び小学生の入院時の医療費自己負担分の助成に加え、平成 27 年 8 月から、新たに小学生の通院及び中学生の通院・入院にかかる医療費をも助成の対象とし、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

主な取組

(1) 妊娠・出産の支援の充実

《不妊治療に悩む夫婦などへの支援》

- ◆保健所内に開設している「不妊専門相談」において、不妊に悩む夫婦などを対象に、専門の医師などによる相談や指導を行い、精神的ストレスや不安の軽減を図ります。また、子どもを望みながらも恵まれないために、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成するなど、不妊治療への支援を実施します。

《助産施設への措置の実施》

- ◆経済的理由により入院助産ができない妊産婦に対し、助産施設で助産を受けられるよう支援します。

(2) 妊産婦・乳幼児の保健及び健康診査などの充実

《母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導の充実》

- ◆妊婦との面接を通じ、生活状況等を把握しながら、妊娠中の健康的な生活習慣、妊婦健康診査の必要性等について保健指導を行うとともに、妊産婦に対する各種サービスの情報提供の充実に努めます。特に早期産等のハイリスク妊婦に対しては、医療機関と連携を図りながら引き続き保健指導を強化します。

《妊婦健康診査の実施》

- ◆安心して出産ができるよう、母子の健康を管理する上で重要な妊婦健康診査の公費負担を継続し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ります。

《健康教室等の開催》

- ◆妊娠・出産・育児についての講義や実習などを行うマタニティセミナーの内容を充実させるとともに、就労している妊婦や夫婦揃っての参加がしやすい環境づくりを推進します。

《新生児・妊産婦訪問指導の実施》

- ◆医療機関との連携のもと、ハイリスク妊産婦や未熟児のいる家庭を訪問し、保健相談・指導を行うとともに、保健所と子ども支援センターで訪問指導した情報を共有し、新生児及び産婦に対する切れ目のない支援を行うなど、安心して出産・育児ができる環境づくりを推進します。

《乳幼児健康診査等の実施》

- ◆4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査や各種予防接種について周知を図り、受診率や接種率の向上に努めるとともに、誰もが受診しやすい環境づくりを推進します。
- ◆歯科医療機関との連携を強化しながら、フッ化物塗布の有効性を周知するとともに、う歯予防対策を推進します。

《肥満予防対策》

- ◆子どもの頃からの肥満を予防するため、肥満の身体への影響や食生活、運動習慣、歯・口腔の健康づくりに関して健康的な生活習慣を身につけ、適正体重を維持し肥満を予防していくことができるよう、ライフステージに対応した健康教育等の機会を提供します。

《子どもの発育・発達に対する不安や悩みの軽減》

- ◆各種健康診査を通じた子どもの発育・発達に関する情報を保健所と子ども支援センターが共有しながら、子どもの成長に対する不安や悩みの軽減を図るとともに、疾病により長期にわたり療養を必要とする子どもなどを対象とした医師・保健師・栄養士による専門相談を行うなど、子どもの健やかな成長に向けた保健指導体制の充実と切れ目のない支援を行います。

(3) 小児救急医療の実施

《小児救急医療の実施》

- ◆青森市医師会と連携し、「かかりつけ医」制度の普及啓発と有効活用の促進を図ります。

- ◆青森市急病センターにおける小児科常勤医の雇用に向けた取組を進めるとともに、「弘前大学医師修学支援事業」を通じ、県内自治体が一丸となつての医師確保に取り組むほか、青森市医師会の協力のもと、休日・夜間に病気やけがの治療を行うための在宅当番医制度や、二次救急医療体制を確保するための病院群輪番制病院事業を継続して実施し、小児救急医療体制を確保します。
- ◆救急患者の円滑な受入れに向けた医療機関との連携の推進などを通じ、初期小児救急医療から三次小児救急医療へと適切に連携できる体制の充実を図るとともに、それぞれの役割について広く市民にPRし、小児救急医療施設の適正利用を呼びかけていきます。
- ◆「こども救急電話相談（#8000）」や「こどもの救急」についての案内を行うとともに、休日・夜間の在宅当番医などの生活に密着した医療機関情報をわかりやすく提供し、子育て時の不安の軽減を図ります。
- ◆万が一のときのための応急手当やAED（自動体外式除細動器）の使用方法的普及啓発に向けた救命講習の実施を推進します。

（４） 妊産婦・子どもの医療費助成事業の実施

《妊産婦・子どもの医療費助成事業の実施》

- ◆国の制度に基づく出産育児一時金の支給や、本市における国民健康保険加入の妊産婦を対象とした医療費助成制度を継続し、妊産婦の経済的負担の軽減と健康保持を図ります。
- ◆また、子どもの医療費助成を継続し、保護者が経済的に安心して子どもを医療機関などに受診させることができるよう支援します。

2 乳幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

《乳幼児期の教育・保育》

- 近年の急速な少子化の進行、子ども・子育て支援における質的・量的な不足、待機児童問題、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の提供対策が不十分なことなどの現状により、「質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」が課題となっていることから、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
- 市では、新制度の開始に当たって、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めた「青森市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施しています。

《子育てへの経済的支援》

- 子育ての経済的負担を軽減するため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給しているほか、認定こども園・幼稚園・保育所など[※]の保育料の負担軽減を実施しています。

※認定こども園・幼稚園・保育所など：子ども・子育て支援新制度に位置づけられた、認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設と、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の地域型保育事業のこと。

主な取組

(1) 乳幼児期の教育・保育の充実

《乳幼児期の教育・保育の充実》

- ◆「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育や、延長保育事業、一時預かり事業、病児一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業について、利用希望の量の見込みに応じた提供体制を確保するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

(2) 待機児童の解消

《待機児童の解消》

- ◆年度途中における待機児童を解消するため、「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施設等の定員について適正管理に努めます。

(3) 乳幼児期の教育・保育の質的向上

《乳幼児期の教育・保育の質的向上》

- ◆保護者が安心して認定こども園・幼稚園・保育所などに子どもを預けることができる環境づくりを推進するため、保育教諭・幼稚園教諭・保育士など[※]の配置状況や、保育状況、給食状況、安全管理などを定期的に点検するなど、認定こども園等の適正な管理に努めます。
- ◆認定こども園・幼稚園・保育所などと行政との意見交換の機会や、認定こども園・幼稚園・保育所など間による交流機会の充実を図るほか、認定こども園・幼稚園・保育所などに対し、公正中立な第三者機関による専門的評価の実施を促進するなど、教育・保育の質の向上を図ります。

※保育教諭・幼稚園教諭・保育士など：子ども・子育て支援新制度に位置づけられた、保育教諭、幼稚園教諭、保育士、保育従事者、家庭的保育者等のこと。

- ◆保育教諭・幼稚園教諭・保育士などを対象とした研修を実施するとともに、多くの保育教諭・幼稚園教諭・保育士などが参加できるよう研修内容の充実や開催時間等の工夫を図ります。

(4) 子育ての経済的負担の軽減

《子育ての経済的負担の軽減》

- ◆子育ての経済的負担を軽減するため、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育料軽減対策を継続するほか、国の制度に基づく各種手当などを適切に支給します。

3 地域全体で子育てを支える環境づくり

現状と課題

《地域における子育て支援》

- 少子高齢化や核家族化の進展、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、子どもを取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が不安や悩み、孤立感を抱えることがないよう、子育てを地域全体で支え、子どもを安心して生み育て、そして子どもたちが心豊かに育まれる環境づくりが求められています。
- 地域住民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者・障がい者・子どもや子育てする人だけでなくすべての地域住民がともに支え合い、助け合い、安心して生活できる環境づくりをより一層推進していくことが必要となっています。
- 子ども支援センター、市内6か所に設置している地域子育て支援センターやつどいの広場「さんぽぽ」において、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等の実施などにより、子育て家庭への支援に努めています。
- 地域子育て支援センターと各地域の保育所等が連携して、就学前の親子を対象に親子のふれあいの場を提供する「子育てひろば」を開催しています。
- 保健・医療・福祉などのサービス情報、出産や子育てに関する各種相談窓口の情報などについて、情報誌、広報あおもり、市ホームページなどで幅広く提供しています。

主な取組

(1) 地域の子育て支援体制の充実

《子育て支援のネットワークづくり》

- ◆地域の現状について、市として積極的に把握するため、子育て情報も含めた地域福祉に関わる情報を地区ごとにまとめた「地区カルテ」を活用して地域関係者と課題等を共有します。
- ◆子ども支援センターと、地域子育て支援センター、認定こども園・幼稚園・保育所などとの一層の連携を進めるとともに、小・中学校やPTA、町（内）会や民生委員・児童委員、主任児童委員など、地域の関係団体等とのネットワーク化を進め、地域全体で子育てを支える環境づくりを推進します。
- ◆地域住民が自分の活動できる分野ごとに地域福祉を支えるサポーターとして登録し、地域福祉関係者の要請に応じて支援が実施する「地域福祉サポーター制度」を創設し、地域の子育てをボランティアとして支える「子育て応援隊」についても本制度に位置づけ、活動内容の充実を図ります。
- ◆地域コミュニティ活動の重要な役割を担う町（内）会や、ボランティア活動の重要な役割を担う市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども会など、地域団体、関係機関等に対する支援を行います。
- ◆子育てに関する活動に際して、子育てサークルや団体等の積極的な活用に努めます。

《子育て親子の相談、交流の場の提供》

- ◆子育てに対する不安や悩みを軽減するため、子ども支援センターや地域子育て支援センターなどにおける各種講座の開催や子育て情報の提供とともに、子育てに関する相談体制の充実を図ります。
- ◆就学前の親子を対象に親子のふれあいの場を提供する「子育てひろば」について、その内容の充実を図ります。

《情報提供の充実》

- ◆保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できる環境を整えることが必要であることから、インターネット環境による情報提供の充実について検討します。

(2) 相談者の希望に沿った支援

《相談者の希望に沿った支援》

- ◆子育てに不安や悩みを抱えている家庭の支援に当たっては、希望に沿う支援のあり方を共に検討し、子どもの発達を見通しながら、計画的・継続的な支援を関係機関等と連携して実施します。

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

《労働環境》

- 経済・産業構造の変化や就業構造の変化に伴い、勤労者の意識も多様化している中で、年齢、性別を問わず、誰もが安心して働くことのできる労働環境の整備が求められています。
- 企業等に対し、妊娠や出産、育児に際して、女性が仕事を続けていけるような支援や理解を深めるための一層の啓発が必要です。
- 出産や育児を理由に離職した女性の再就職支援を促進していく必要があります。
- 「次世代育成支援対策推進法」では、すべての企業等に対して、労働者の「仕事」と「家庭生活」との両立を支援するための育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組等の内容を盛り込んだ「一般事業主行動計画」の策定を求めており、特に101人以上の労働者を雇用する企業等については、この計画の策定が義務付けられています。

《ワーク・ライフ・バランス》

- ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する必要があります。
- 本計画策定に当たって実施したアンケート調査において、生活の中における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度に関する設問では、希望にもっとも近いものとして「仕事を優先」と回答した人はほとんどいませんでしたが、現実にもっとも近いものでは2割程度となっています。また、希望にもっとも近いものとして「仕事、家庭生活、地域・家庭生活をともに優先する」と回答した人が2割近くとなっていますが、現実にもっとも近いものではほとんどいませんでした。
- 個人のライフスタイルに合ったバランスで「仕事」と「家庭生活」の双方を充実させることができる社会の実現に向け、市民・企業・行政等が連携して意識改革に努めながら取り組む必要があります。

主な取組

(1) 労働環境の整備

《誰もが生き生きと安心して働ける労働環境づくりの促進》

- ◆青森労働局などの関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び育児・介護休業法に基づく、育児・介護休業や短時間勤務に関する取組、年次有給休暇の取得促進に向けた取組等による労働環境の改善を企業等に働きかけ、労働者の「仕事」と「家庭生活」との両立を支援します。
- ◆妊娠や出産、育児期の女性に対するマタニティハラスメント等によって、女性の離職が進まないよう、企業等に対し啓発を図ります。
- ◆市内中小企業における勤労者が心身ともに健康で働き続けられるよう、青森市勤労者互助会を通じ、余暇活動の充実や健康増進に向けた環境づくりを支援します。

《男性の家事・育児・介護等への参加促進》

- ◆個人生活の充実ひいては経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるというワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性を対象とした啓発講座や男性のロールモデルによる事例の発信等を通じて、固定的な性別役割分担意識や長時間労働を前提とした従来働き方の見直しを促し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進します。

(2) 女性等の再就職の支援

《女性等の再就職の支援》

- ◆ハローワークなどの関係機関が提供する再就職のためのセミナー開催案内や就業情報などを活用しながら、再就職の準備に必要な情報を提供します。また、母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、母子・父子自立支援員による個別の事情等に即した相談やひとり親家庭等の状況に応じた就業支援を実施します。

第3章**健やかで心豊かな育ちへの支援****1 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携****現状と課題****《乳幼児期の教育・保育と小学校教育》**

- 乳幼児期の教育・保育（認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育）と児童期の教育（小学校の教育）は、それぞれの段階において、お互いの役割と責任を果たすことが重要です。
- 子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、乳幼児期の教育・保育と児童期の教育が円滑に接続することが極めて重要とされていますが、文部科学省が実施した調査では、ほとんどの地方公共団体がこの乳幼児期の教育・保育と児童期の教育の円滑な接続が重要と認識している一方で、その取組は十分とはいえないとしています。
- 本市においても、学区内の認定こども園・幼稚園・保育所などと様々な交流を行っている小学校や、入学してからのスタートカリキュラムを実施している小学校は一部となっており、十分な取組とはいえない状況となっています。

主な取組

(1) 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携

《小学校、認定こども園・幼稚園・保育所などによる交流等》

- ◆小学校と学区内の認定こども園・幼稚園・保育所などが、子ども同士の交流を行った
り、保育教諭・幼稚園教諭・保育士などと小学校の教職員間での子どもに関する情報
交換や、教育課程の相互理解に努めます。

《小学校におけるスタートカリキュラムの充実》

- ◆乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校でのスタートカ
リキュラムを充実させます。

2 学校教育の充実

現状と課題

《本市の児童生徒の学力》

- 全国学力・学習状況調査^{※1}における本県の児童生徒の学力は、これまで同様、都道府県別では上位に位置しており、本市の結果も同等のものとなっています。
- しかしながら、「思考力・判断力・表現力」については、依然として「基礎的・基本的な知識や技能」に比べ正答率が低い傾向にあります。
- このことから、子どもたちに確かな学力を身に付けさせるため、国及び県の学習状況調査^{※2}の結果に基づいた、各学校単位での学力向上に向けた取組を充実させるとともに、「思考力・判断力・表現力」を育成する必要があります。

《いじめ・不登校など》

- 核家族化や少子化が進行する中で、子どもの生活体験や体験活動が不足し、規範意識の低下やマナーの欠如が指摘されており、また、学校においては、いじめ、暴力行為、不登校などの様々な課題があります。
- とりわけ、不登校については、不登校児童生徒数の割合が依然として高いことに加え、不登校の解消率の横ばい状態が続いています。
- 学校における体罰については、未だ全国的に報道される事案がありますが、本市では体罰ゼロの状態が継続しています。
- このような環境において、子どもたちの豊かな心を育むため、引き続き、児童生徒の心を育む指導が求められています。

※1 全国学力・学習状況調査：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、文部科学省が実施する調査（調査の対象学年：小学校第6学年、中学校第3学年）。

※2 青森県学習状況調査：青森県内公立小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導要領における各教科の目標や内容の定着状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにするとともに、各学校が指導の改善に活用することができるよう、県全体の調査結果と学習指導の改善の方向性を示した資料を作成し、本県児童生徒の学力向上に資するため、青森県教育委員会が実施する調査（調査の対象学年：小学校第5学年、中学校第2学年）。

《子どもの健康や体力など》

- 本市の児童生徒の体力の状況は、全国と同水準となっているものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると依然として低い状況と推察され、今後とも筋力、持久力、柔軟性など体力向上にバランスよく取り組むことが必要です。
- また、健康面においても、本市の児童生徒は、これまで同様、う歯や低視力、肥満傾向、アレルギー疾患などが、健康課題となっています。
- さらに、近年、子どもを取り巻く様々な不安や悩み、ストレス等に対応するため、心と体の健康に関する知識や理解、心の健康を維持していく力を持つことが必要とされています。
- このことから、子どもたちの健やかな体を育むため、健康・安全意識、食に関する指導や体育活動の充実が求められています。

《学校における特に支援が必要な子どもへの支援》

- 本市の小・中学校では、特別支援学級の児童生徒及び通常学級にしながら特別な支援を必要とする児童生徒（発達障がいのある児童生徒又は疑われる児童生徒）が増加傾向にありますが、教員配置、定数を含め、その対応については十分とは言えません。
- このことから、これらの特別なニーズのある子どもたちに対し、望ましい就学環境を提供し、将来的な自立と社会参加に向けた能力を育む必要があります。
- また、近年、性同一性障害に係る児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒に対して、学校における相談・支援体制の充実が求められています。
- さらに、一部ではありますが、日本語指導が必要な児童生徒も存在しており、引き続き、日本語の習熟度に合わせた学習支援が求められています。

《変化する社会を生き抜くための教育》

- グローバル化や情報化の進展などにより、子どもや若者が変化する社会を生き抜くためには、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて自ら新しい価値を創造したり、他者と協力したりする能力等が求められています。
- このことから、子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育むため、他者との関わり合いや様々な分野の体験などの活動の充実を図るとともに、望ましい勤労観・職業観、情報活用能力などを育成する必要があります。

《公平な教育機会の確保》

- 国においては、経済状況等による進学機会や学力等の差がその後の就労・賃金等の格差にもつながるといった、いわゆる「子どもの貧困」に係る指摘がある中、公平な教育機会の確保を図るため教育費負担の軽減や、経済的・地理的に課題を抱えている子どもに対する支援を掲げています。
- 本市の世帯収入は、依然として全国に比べ低く、また、遠距離通学をしている児童生徒が多数いることから、これらの経済的・地理的に課題を抱えている子どもたちに対し、公平な教育機会を確保するため、引き続き、必要な支援を行っていく必要があります。

《質の高い教育を実現する指導体制》

- 知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成する教育を実現するためには、小・中学校において、ある程度の集団の中でのきめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整える必要があります。
- しかしながら、学校現場においては教職員の多忙化が問題となっており、国・県においてもその解決策が調査・検討されています。
- そのため、引き続き、学校規模や教職員配置の適正化に努めるとともに、少人数学級の更なる拡大や教員の指導力の向上、教職員自身の健康の保持増進に向けた取組が求められています。

《質の高い教育を実現する環境》

- 児童生徒が学ぶ学校を安全、安心で、質の高い教育を受けられる環境とする必要があることから、小・中学校において、学校施設や教材等の充実、通学から帰宅に至るまでの安全な教育環境が求められています。
- また、全国的に公立小・中学校施設は、昭和40年代後半から50年代の児童生徒数の急増期に建設されたものが多く、国・地方とも厳しい財政状況の中、これらの施設が一斉に更新時期を迎えつつあることが大きな課題となっています。
- 本市においても築年数が30年以上経過している学校施設が半数を超える状況となっており、公共施設等全体の統一的なマネジメントの取組方針を定める「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」を踏まえた老朽化などへの対応を計画的に進めていく必要があります。

主な取組

(1) 確かな学力の向上

《確かな学力の向上》

- ◆学力向上アクションプランに基づく学力の向上のため、学習状況調査の分析に基づいた指導方法の研究等をはじめ、各学校の学力向上のためのアクションプラン^{※1}の検証・改善への支援、本市の課題の解決を図る授業改善のための指導事例集を活用した指導・助言、組織的・計画的な繰り返し学習の実施の徹底などに取り組みます。
- ◆子どもの思考力・判断力・表現力の育成のため、事実等を正確に理解し、相手に対して的確でわかりやすい説明をすることや、互いの立場や考えを尊重し、互いの考えを伝え合うことをはじめとした言語活動の充実を図るほか、小中連携を通じた教員の専門性や得意分野を生かした教科担任制、ティーム・ティーチング^{※2}や、少人数指導の導入など、指導体制を工夫します。

(2) 豊かな心の育成

《豊かな心の育成》

- ◆いじめ、不登校、暴力行為等の予防・解消のため、いじめの調査の実施と早期発見・早期対応に向けた取組や、不登校児童生徒の解消に向けた取組、体罰の調査と体罰を受けた児童生徒の心のケア、子どもや保護者に対する相談窓口等の周知を実施するほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びカウンセリングアドバイザーを配置・派遣します。また、JUMP チーム等^{※3}の特色ある活動に関する情報を提供します。
- ◆子どもの道徳的な心情・判断力・実践意欲・態度の育成と人権に関する意識の醸成のため、道徳的な態度の育成に向けた指導に取り組みます。

※1 学力向上のためのアクションプラン：各小・中学校長が、自校の児童生徒の学力の実態に応じ、「確かな学力」の向上のために作成するプラン。内容には単年度で達成できる目標と、具体的な方策が盛り込まれている。

※2 ティーム・ティーチング：複数の教師が協力して授業を行う指導方法。

※3 JUMP チーム等：『Juvenile（少年）』『Misconduct（非行）』『Prevention（防止）』の頭文字から JUMP チームと名付けられ、少年自身の「規範意識の低下」を防ぐために、中学生・高校生ら少年自らが、お互いに非行防止について呼びかけ、その活動を通じて学校の仲間、さらには、地域の方々も一緒になって、県内全体に非行防止の輪が広がることを目的に、平成 11 年から結成。平成 23 年度からは、小学生の『リトル JUMP チーム』が結成。

(3) 健やかな体の育成

《健やかな体の育成》

- ◆子どもたちの健康の保持増進のため、生活習慣に関する指導の充実をはじめ、学校医による健康指導、学校からの治療勧告の実施、各学校とのインフルエンザ等の情報共有、心の健康教育の充実などに取り組みます。
- ◆子どもの食に対する意識の向上のため、生活習慣に関連した食の重要性に関する指導と情報提供、食に関する指導方法の研究・実践や、家庭における食育の推進に取り組みます。
- ◆学校給食の充実のため、安全・安心な学校給食の実施をはじめ、食物アレルギー対応の推進、学校給食における地場産物や郷土食等の活用に取り組みます。
- ◆学校における体育活動の充実のため、運動やスポーツの楽しさや意義・価値を実感させる指導をはじめ、教員の指導力や資質の向上、外部指導者の活用促進による学校体育活動の活性化に取り組みます。
- ◆子どものケガ等に伴う補償制度の充実のため、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入勧奨に取り組みます。

(4) 特に支援が必要な子どもへの支援

《特に支援が必要な子どもへの支援》

- ◆障がいのある子どもの望ましい就学の実現のため、速やかな就学指導の実施をはじめ、特別支援教育支援員の配置、LD・ADHDのある児童生徒に対応した通級指導教室の周知、情緒障がい等に対応した特別支援学校の設置等に向けた、国・県への働きかけに取り組みます。
- ◆障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた能力の育成のため、特別支援学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した指導や支援、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援に取り組みます。
- ◆性同一障害に係る児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒の相談・支援体制を充実するため、研修講座を通して、管理職をはじめ養護教諭などの適切な理解を進めるとともに、必要に応じ関係機関に相談しつつ、サポートチームの設置等の適切な助言を行います。

- ◆帰国児童生徒や外国人の子どもたちに対する学習を支援するため、日本語指導が必要な児童生徒の把握と、必要に応じた指導体制を整備します。

(5) 未来へ飛躍できる能力・意欲の育成

《未来へ飛躍できる能力・意欲の育成》

- ◆子どもの社会的・職業的自立に向けた必要な能力の育成のため、キャリア教育の充実のための企業等の活用をはじめ、小中連携によるキャリア教育のための情報共有や家庭におけるキャリア教育の推進に向けた情報提供に取り組みます。
- ◆子どもの情報活用能力の育成のため、ICT 機器を活用した授業の指導等に取り組みます。
- ◆子どもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成のため、小中連携等による人権、環境、防災、健康、福祉等に関する指導の研究・普及や、環境教育の推進に取り組みます。

(6) 公平な教育機会の確保

《公平な教育機会の確保》

- ◆経済的・地理的に課題を抱えている子どもに対する支援のため、引き続き、就学援助制度による学用品費等の支給や、遠距離通学の児童生徒に対するスクールバスの運行等に取り組みます。
- ◆経済的な理由により進学が困難な者に対する就学機会の充実のため、様々な奨学金の受給を支援します。
- ◆東日本大震災により被災した子どもに対する就学・学習支援のため、被災児童・生徒の把握と支援、被災児童生徒及び保護者に対する相談体制の継続に取り組みます。
- ◆保護者負担の軽減のため、引き続き、教科用副読本の無償給与をはじめ、特別支援教育就学奨励費の支給や、校外学習に係る保護者の負担軽減に取り組みます。

(7) 質の高い教育の実現

《質の高い教育を実現する指導体制の整備》

- ◆学校規模の適正化のため、通学区域再編をはじめ、少人数学級編制の拡充に向けた国・県への働きかけに取り組みます。
- ◆教職員の資質向上のため、「青森市教職員人材育成方針」に基づいた研修等の実施に取り組みます。
- ◆教職員の健康の保持増進のため、心身の健康に係る情報提供及び定期健康診断における受信勧告、教職員に対する健康相談の実施と公務分掌の見直し、教職員の多忙解消等に取り組みます。

《質の高い教育を実現する環境の整備》

- ◆安全・安心な学校施設の維持・管理のため、学校施設の老朽化対策の計画的な実施や、学校からの営繕要望への対策の実施に取り組みます。
- ◆環境教育等を考慮した学校施設の整備のため、学校施設のエコスクール化と避難所機能の強化に取り組みます。
- ◆質の高い教材等の整備と管理のため、教材整備指針に基づく教材の整備や、ICT環境の構築と導入の検討に取り組みます。
- ◆学校における安全確保体制の構築のため、危険箇所の点検・改善と除雪協力会に対する除雪機の貸与をはじめ、児童生徒に対する安全指導の徹底や地域住民との連携による児童生徒の保護と防災マニュアルの見直しに取り組みます。

3 次代を担う大人になるための教育

現状と課題

《男女共同参画》

- 市では、「青森市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでいるものの、男女共同参画意識のさらなる浸透を図るため、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて広報・啓発活動を展開していく必要があります。
- 長い時間をかけて形作られてきた意識を大人になってから変えることは容易ではないことから、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進するため、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る必要があります。

《思春期教育》

- 近年、朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期の「不健康やせ（成長曲線を一定の基準以上に外れるような急激なやせ方）」にみられるような、心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。
このことから、命や性に関する健全な意識の涵養と正しい知識の普及を図るとともに、喫煙による健康被害等に関する教育など、思春期健康教室の充実を図る必要があります。
- 思春期の子どもたちに対して、性差など一人ひとりに応じたきめ細やかな相談・支援ができるようにすることが重要であり、相談や情報収集を行いやすい環境づくりに取り組む必要があります。
- 望まない妊娠や出産、性感染症、未成年者の喫煙などの思春期保健の課題に対し、学校と地域が一体となった健康教育を展開していくことが必要です。
- 思春期の子どもたちの成長を支援するためには、思春期の子どもを持つ親への家庭教育に関する情報提供や学習機会のさらなる充実を図る必要があります。

《障がい者の人権尊重に対する取組》

- 国においては、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を締結し、平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行されることとなっており、障がい者の人権尊重に向けた取組が推進されています。こうした中、市における障がい者や高齢者の虐待に関する相談件数が増加傾向にあります。
- 市民誰もが地域社会の一員として尊重され、差別や偏見のない、誰もが暮らしやすい社会の実現が求められていますが、年齢や性別の違い、障がいや病気の有無、文化・思想や国籍の差異などによる差別、偏見、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）※など、人権侵害に関する様々なトラブルが問題となっています。

《主権者教育》

- 平成 27 年 6 月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され（平成 28 年 6 月 19 日施行予定）、選挙権年齢が満 18 歳に引き下げられたことを受け、高校生だけでなくより早い時期から主権者教育を推進する必要があります。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、無視するなど、精神的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

主な取組

(1) 男女平等意識の啓発

《あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化促進》

- ◆カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、市の広報媒体はもとより、出前講座や情報紙アンジュール、子ども向け啓発小冊子、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な情報媒体を活用し、子どもから高齢者まで年齢層に配慮した広報・啓発活動の充実を図ります。

《子どもの頃からの男女共同参画の理解促進》

- ◆幼児教育や義務教育において、人権尊重の理念や、性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を尊重する意識を育む教育を推進します。
- ◆教員研修や学校訪問、乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上のための研修会等の機会を通じて、教員や保育士など子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上を図ります。
- ◆学校だより、PTA広報、家庭教育学級、出前講座などを活用して、学校・家庭・地域が連携し、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成を図るとともに、周囲の大人の意識が子どもたちに大きく影響することから、保護者等に対しても男女共同参画についての意識啓発に努めます。

《家庭における男女平等教育の推進》

- ◆男性の子育てや家庭教育への関わりを促すとともに、男性のみならず、女性の側の固定的性別役割分担意識の解消を図るなど、男女共同参画意識を育てる家庭教育を推進します。
- ◆小・中学校で開催している家庭教育学級について、男性も含めた多くの人々が参加しやすい環境づくりを進めます。また、家庭教育に関する情報提供及び相談機会の確保を図ります。

《学校における男女平等教育の推進》

- ◆男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、一人ひとりの能力・適性・希望等に応じた主体的な選択を促す進路指導等を行い、学校教育において生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進します。
- ◆「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークを掲載したのぼり旗等の掲示や子ども向け啓発小冊子の積極的な活用などを通じて、本市が男女共同参画都市であることや男女共同参画についての理解が学校生活において自然に深まるよう努めます。

(2) 思春期教育の充実

《思春期健康教育と健康相談の推進》

- ◆保健、医療、教育機関が連携し、命や性に関する健全な意識の涵養や、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及のほか、食育、不登校、心の問題などに対応する思春期健康教育や健康相談を推進します。
- ◆学校教育においては、保健体育・家庭科における学習のほか、学校保健委員会を活用しながら、薬物乱用防止や喫煙・飲酒による健康への影響、生活習慣病の予防、さらに性に関する正しい知識の普及など、思春期健康教育・健康相談を推進します。

《親を対象とした学習機会と情報の提供》

- ◆思春期の子どもを持つ親が、思春期特有の問題を抱えた子どもたちと正しく向き合うことができるよう、保護者を対象とした健康教室や子育て講座、小・中学校における「家庭教育学級」などの親が集まる機会を有効に活用し、親を対象とした学習機会の提供を推進します。

《小・中学生が妊娠・出産・子育てを理解するための学習の機会の提供》

- ◆思春期の子どもたちが正しい知識を得ることで、妊娠・出産・子育てについて理解し、自分の健康を守れるようになるために、小・中学生を対象とした様々な体験学習を実施します。

(3) ノーマライゼーション※理念の普及啓発

《ノーマライゼーション理念の普及啓発》

- ◆障害者週間に合わせたパネル展の開催や、「広報あおもり」、市ホームページへの掲載などによる広報活動の展開、小・中学生を対象とした「福祉読本」の配付を通じ、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。

(4) 主権者教育の推進

《主権者教育の推進》

- ◆公職選挙法の改正により、選挙権年齢が満18歳に引き下げられたことを踏まえ、義務教育段階においても、子どもたちの発達の段階に応じ、社会科の授業において、話し合いを通してより良い集団や社会づくりについて考え、判断する授業を進めます。
- ◆また、模擬投票等を取り入れた出前講座を通じ、選挙制度に対する子どもたちの理解を促進します。

※ノーマライゼーション：障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共に生きる社会こそ普通（ノーマル）な社会であるという考え方のこと。

4 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上

現状と課題

《学校・家庭・地域の連携》

- いじめ、暴力行為、不登校などといった学校における様々な課題や教職員の多忙化などにより、学校の教職員だけでは義務教育段階における全ての課題を解決することは難しくなっている状況にあり、家庭や地域と連携した対応が必要となっています。
- このことから、学校・家庭・地域における連携の下、良質できめ細かな学校教育を行うため、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす仕組みや、地域住民の参画により子どもたちの学びを支援する体制づくりを進めるとともに、家庭における親子の育ちを支援する家庭教育支援の取組が求められています。

主な取組

(1) 家庭教育の充実

《豊かなつながりの中での家庭教育支援》

- ◆各地域における親同士、親と地域のつながりなど、学校・家庭・地域の様々な人の豊かなつながりの中での家庭教育支援のため、子育てサポートセンターを拠点とした地域の取組の支援の充実や、魅力ある学習機会を提供します。

《家庭教育を支援する情報提供》

- ◆子どもの発達段階に応じた情報提供など、家庭教育支援を充実させるとともに、これから父親になる方を対象に、親になる責任を受け止め、心の準備をする機会となるよう、妊娠期から3歳までの子どもの状態やその時期に合わせた父親ならではの子どもとの遊びなどを紹介する「父親手帳」の配布を継続するなど、子どもの育成や指導の参考となる取組を推進します。

《子育て支援者の活用促進》

- ◆地域において様々な子育て支援活動を行うボランティア組織「子育て応援隊」や、子育てや家庭教育に関する講座の企画・運営などを行う「家庭教育支援チーム」、子どもに関するNPO等市民活動団体のPRに努めるとともに、研修などを通じた人材の資質向上を図りながら、その役割が発揮できるよう活用を促進します。

《子育てサークルの育成・支援》

- ◆地域子育て支援センターやアコール（働く女性の家）において活動する子育てサークルの育成を通じて、親子同士が気軽に交流し、子育てについて学び合い、子育ての喜びを分かち合う仲間づくりを推進します。

《家庭等における食育の推進》

- ◆家庭は、子どもにとって望ましい食習慣の形成を図る上で重要な役割を担っていることから、様々な学習機会や各種イベントなどを活用しながら親子料理教室などの子ども参加型の体験活動を通して、食に関する理解を深めることのできる機会づくりを推進します。

(2) 地域の教育力の向上

《地域の教育力の向上》

- ◆社会全体での子どもたちの学びの支援のため、地域による学校支援体制の構築をはじめ、学校支援コーディネーター[※]の育成と学校ボランティアの発掘、学校支援活動への企業等の活用に取り組みます。
- ◆地域とともにある学校づくりのため、地域の力を学校運営に生かす取組の推進や、地域への学校開放に取り組みます。

[※]学校支援コーディネーター：学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうため、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担う者。

5 子どもの活動機会の充実

現状と課題

《地域における交流機会》

- 核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢の子どもやお年寄りと接する機会が減少していることから、異年齢の子どもやお年寄りと継続的に交流する機会づくりが求められているほか、地域におけるボランティア活動などを通じて、将来を担う子どもたちの地域福祉の精神を醸成していく必要があります。

《学校等における体験活動》

- 核家族化や少子化が進行する中で、子どもの生活体験や体験活動が不足していることから、児童生徒の心を育む指導や体験活動の充実が求められています。
- グローバル化や情報化の進展などにより、子どもや若者が変化する社会を生き抜くためには、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて、自ら新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力が求められています。
- このことから、子どもの健全な成長を支えるため、様々な体験活動などの充実とともに、豊かな語学力やコミュニケーション能力を持ったグローバル人材を育成する必要があります。

《子どもの居場所》

- 身近な地域における「子どもの居場所」としては、平成27年4月1日現在、児童館・児童室・児童センター21箇所、福祉館11箇所、放課後児童会45箇所などのほか、都市公園や児童遊園など様々な場所があります。少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより、地域の見守り機能の低下が懸念されている中で、身近な地域における「子どもの居場所」については、今後も多様なニーズに対応していく必要があります。
- 児童館や福祉館の施設の老朽化の具合により、修繕を行うなど対応していますが、今後も安全で快適な環境を確保していく必要があります。

- 「放課後児童会」と「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子ども総合プラン」が示され、本市においても、同プランに基づき、全ての小学校区への「放課後児童会」と「放課後子ども教室」を整備し、相互に連携を図りながら実施することとしています。

《子どもの読書活動》

- 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から成長に応じて本に触れ、読書の楽しさを体験する必要があります。
- このため市民図書館や市民センター等では、おはなし会を開催するなどして子どもが本に触れる機会の提供に努めていますが、地域によっては十分な機会を設けられていないところもあります。
- また、全国的に小学生から中高生へと学齢が上がるにつれて、読書離れが進む傾向が認められており、本市においても同様の傾向がうかがえます。
- このことから、市民図書館、学校、家庭、地域それぞれの場において、子どもが読書に親しむ機会と子どもの読書を支える環境を充実させる必要があります。
- 子どもの読書活動の輪を広げていくため、読書に関わる人々が一層連携・交流しながら活動するとともに、子どもの読書の重要性や様々な読書活動の機会を広く周知するなど、広報活動に取り組む必要があります。

主な取組

(1) 思いやりの心の醸成

《交流活動の促進による思いやりの心の醸成》

- ◆思いやりの心を醸成していくため、児童館における親子・異年齢児・世代間のふれあいを大切にした交流事業、地域における身近な活動拠点のひとつである市民センターの事業などにおいて、世代間交流が図られるよう配慮するなど、子どもから高齢者まで多世代にわたり、地域が一体となった交流機会の確保に努めます。

《ボランティア活動の推進》

- ◆子どもが、交流活動やボランティア活動を通じ、自主性や思いやりの心を育むとともに、地域福祉の精神を養うことができるよう、青森市社会福祉協議会との連携による中学校等のボランティア推進校の指定を促進するほか、同協議会が実施する「体験ボランティア」や、地域が実施するボランティア活動などへの参加を積極的に呼びかけるなど、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが参加できるボランティア活動を推進します。

(2) 学校等における体験活動の充実

《学校等における体験活動の充実》

- ◆学校における体験活動の充実のため、自然体験や科学的な体験活動、ボランティア体験活動の充実に向けた各学校への働きかけや理数教科における体験的な授業を実施します。
- ◆学校における伝統・文化に触れる機会の充実を図るため、伝統・文化に関する体験活動の充実に向けた各学校への働きかけや、版画による授業の実施、各学校に対する体験型プログラムの周知に取り組みます。
- ◆子どもの様々な体験活動の充実のため、学校教育活動における宿泊型の自然体験活動の実施や、外国語指導助手を活用した外国語指導等、国際的な交流の実施、ものづくり・科学体験講座の開催などのほか、青森市子ども会育成連絡協議会に対する支援に取り組みます。

《子どもの自立と社会参加に向けた支援》

- ◆自主的かつ積極的に何事にもチャレンジする機運の醸成や、地域活動や社会活動に関する情報提供による子どもの主体的な活動の支援に取り組みます。

《子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進》

- ◆子どもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

(3) 子どもの居場所づくり

《子どもの居場所づくりの推進》

- ◆児童館、学校施設、市民センター、公民館、福祉館、認定こども園・幼稚園・保育所などを効果的に活用し、子どもの居場所づくりを推進します。
- ◆中心市街地における商業関係者や民間企業等との連携を図り、中心商店街における子育て親子が気軽に集い、交流できる場として設置したつどいの広場「さんぽぽ」を活用し、中・高校生とのふれあいの体験の機会を設け、異世代との多様な交流を通し、子どもの自主的・主体的な活動を展開していきます。

《子どもの遊び場としての活用》

- ◆子ども支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぽ」は、子育て中の親子が自由に集い、利用者同士で子育て相談などの情報交換を楽しむ場であるとともに、子どもの遊び場としての機能も有していることから、引き続き周知に努め、利用を促進します。
- ◆市民センターや公民館、児童館・福祉館等の公共施設や、民間商業施設にある遊び場などに関する情報をわかりやすく提供します。

《放課後子ども総合プランの推進》

- ◆全ての児童の放課後等における安全・安心な居場所を確保するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室等を有効活用し、全ての小学校区への「放課後児童会」と「放課後子ども教室」の整備を目指します。

- ◆同プランの実施に当たっては、市長部局と教育委員会が相互に連携し、実施状況や課題などの情報を共有しながら、子どもたちに対して、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供するとともに、活動内容の充実や、効率的な情報発信に取り組みます。

(4) 子どもの自主的な活動の促進

《子ども自身によるネットワークづくり》

- ◆子ども自身が自らのことを考え、自ら自立・交流・創造の機会を創出できるよう、子ども自身によるネットワークづくりについて検討します。
- ◆子ども会や各種少年団、ボーイスカウトなどの子ども自身が活動する組織への支援を図ります。

《情報提供の充実》

- ◆子どものニーズを的確に把握するとともに、多様な媒体を活用するなど、タイムリーでわかりやすい情報提供に努めます。また、自主的に活動したい子どもからの相談に対応することができるよう、コーディネート体制について検討します。
- ◆子どもたちが、自分の住む地域ごとの子どもに関連する多様な情報を収集・集約し、これを活用することができるよう、多様な媒体を活用した情報提供について検討します。

《子どもの活動に対する支援》

- ◆子どもを対象とした相談専門機関の周知を図るとともに、年齢の近い高校生・大学生等を含む地域の人材を活用した、子ども自身への相談体制を検討します。
- ◆子ども自身や子どもの活動を支援する指導者、ボランティアの育成、確保に努めます。

(5) 子どもの読書活動の推進

《子どもの読書活動の推進》

- ◆家庭や地域等における読書習慣を身につけることができるよう、家庭や地域、学校等での読書活動を推進します。

《子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実》

- ◆家庭や地域などでの読書環境の整備・充実を図るため、家庭における読書活動の重要性を啓発するとともに、市民センターの図書室等へ定期的に図書館司書を派遣するほか、市民図書館の貸出文庫や移動図書館訪問を実施します。
また、学校図書館の蔵書の整備・充実を図るほか、蔵書情報のデータベース化を促進します。
- ◆認定こども園・幼稚園・保育所などについては、市民図書館の貸出文庫や特別貸出により読書環境の整備を支援するとともに、読み聞かせ講習会等により保育教諭・幼稚園教諭・保育士などの研修機会を提供します。
- ◆市民図書館での読書活動を推進するため、引き続き、乳幼児や小学生向けの児童書及び中高生向けのヤングアダルト資料の整備・充実を図ります。
また、デージー図書^{*}の整備など障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。

《子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進》

- ◆子どもの読書活動をより効果的に推進していくため、学校、公共図書館、地域を結ぶ読書懇話会の開催など、ネットワークづくりを行うほか、読書活動を支える読書活動ボランティアの育成・支援を行います。
- ◆子どもの読書活動の意義と重要性を周知するため、「子ども読書の日」など各種記念行事を通じた啓発や、児童ライブラリーの広報紙や市民図書館ホームページ等を用いた読書活動に関する情報発信、対象年齢に応じた各種ブックリストによる図書の紹介など広報活動を推進します。

^{*}デージー図書：視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。学習障がいなどのある人にとって有効とされている。

第4章

特に支援が必要な子どもや家庭への支援

1 障がいのある子どもなどへの支援の充実

現状と課題

《障がいのある子どもなどへの支援》

- 「(仮称)青森市障がい者計画」の策定に当たって実施したアンケートでは、障害福祉施策で改善や拡充をしてほしいと思うことについては、「経済的負担の軽減」が3割程度で最も高く、次いで「相談支援体制」が2割程度となっています。
- 障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、そのニーズに応じた療育・教育の充実を図るため、保健、福祉、教育等関係機関の連携をさらに強化する必要があります。
- 障がいのある子どもを持つ親は、子どもの就学について、相談先や準備する書類等の情報を必要としています。
- 障がいのある子どもや家族が、自己選択・自己決定により、日常生活や社会生活を送ることができるように、福祉に関する必要な情報を提供するとともに、障がいのある子どもや家族の情報入手手段を確保する必要があります。
- 障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、そのニーズに応じた療育・教育の充実を図るため、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携をさらに強化する必要があります。
- 障がいのある子どもについて、障がいの特性を踏まえ、療育や教育、就労等への支援がつながっていくことが必要ですが、現在は、乳幼児から就学前、学齢期、成人期（大人）まで、それぞれのライフステージごとに相談や支援を行う機関が変わり、一貫した支援が受けられない状況にあります。
- 障がいのある子どもや家族は、ライフステージに即した相談支援の充実や、障がいの早期発見・早期療育を支援する体制を必要としています。
- 教育や学校生活で充実させるべき点について、友人との関係づくりや就労に向けた教育、教職員の障がいに対する理解の充実を望んでいる状況にあります。
- 放課後等デイサービスや児童発達支援を利用している障がいのある子どもは、年々増加傾向にあります。

《未熟児や小児慢性特定疾病の子どもへの支援》

- 入院を必要とする未熟児や小児慢性特定疾病に罹患している子どもにかかる高額な治療費についても、経済的負担を軽減するため、国と連携しながら引き続き支援を行っていく必要があります。

主な取組

(1) 障がいのある子どもなどへの支援の充実

《障がいの早期発見》

- ◆乳幼児健診や精神発達精密健康診査、保健師による訪問指導などを通じて、障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障がいの早期発見の推進を図ります。

《各種手当の支給等による経済的支援》

- ◆心身障がいのある子どもや難病の子どもへの福祉手当の支給のほか、重度の障がいのある子ども等に対する各種手当の支給や医療費の助成を行います。

《情報提供体制の充実》

- ◆障がいのある子どもやその家族に対する情報提供として、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、各種福祉制度を紹介したガイドブック等の作成・配布のほか、「広報あおもり」・「あおもり市議会だより」の点字版の配布や、「ガイドブック音声版」の音声による情報提供など障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。

《療育・教育・相談支援体制の充実》

- ◆障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、子ども支援センターや地域子育て支援センター、認定こども園・幼稚園・保育所など、教育研修センターなどにおいて子育て相談を行うほか、児童相談所や発達障害者支援センター、特別支援学校、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図ります。
- ◆障がいのあるかたやその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がいのあるかたからの相談に対応するなどサービスの向上に努めます。

《ライフステージに応じた切れ目ない支援》

- ◆障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設など、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目ない総合的なサービスの提供に努めます。
- ◆障がいのある子どもについて、ライフステージに応じた保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関との連携による障がい児相談支援の提供体制の整備・充実に努めます。

《障がい児保育の実施》

- ◆障がい児保育の実施にあたっては、集団保育が可能な障がいのある子どもを対象に、障がいのある子どもの特性等に十分配慮しながら保育を行うとともに、障がいのある子どもを受け入れる認定こども園・幼稚園・保育所などに対する支援を継続するなど、障がいのある子どもの福祉の増進を図ります。

《放課後児童会等への障がいのある子どもの受入れ》

- ◆集団活動が可能な障がいのある子どもについては、これまでどおり放課後児童会で受け入れるとともに、集団活動が難しい障がいのある子どもについては、放課後等デイサービスや日中一時支援事業などを活用するなど、対象となる子どもの状況やその家族のニーズを見極めながら、適切な受入れ基盤づくりを促進します。

《未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもへの支援》

- ◆未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもの健全な育成を支援するため、国と連携しながら経済的負担の軽減を継続するほか、小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、医療の確立と普及を図ります。

2 ひとり親家庭などへの支援の充実

現状と課題

《ひとり親家庭などへの支援》

- 本市のひとり親家庭が、平成7年以降増加傾向にある中、子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担っているひとり親家庭では、収入、子どもの養育等で様々な困難に直面しており、その自立に向けて、総合的に支援していく必要があります。
- 特に母子家庭においては、非正規雇用の割合が高く、就労収入が低いことから、「就業支援」の充実を図る必要があります。また父子家庭においては、支援が拡大してきたものの、母子家庭に比べて子育てや家事を支援していく必要があります。
- また、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの相談の内容が多様化するとともに、養育費や面会交流など専門性が求められることから、「母子・父子自立支援員」のスキルアップ等を図る必要があります。
- 支援を必要とするひとり親家庭などに公的制度が知られておらず、十分活用されていない場合があることから、各種支援のプラットフォームとなる相談体制の強化・充実や支援事業の周知方法及び利用促進のための取組について検討する必要があります。

《母子生活支援施設》

- 母子家庭の自立を促進する母子生活支援施設すみれ寮については、施設機能の充実を図るため改築工事を実施し、平成26年5月に供用を開始しました。
- また、平成28年度からは、民間事業者の持つノウハウを活用し、効果的・効率的な施設運営を図るため、平成28年度から指定管理者制度を導入することとしています。
- 今後は、市と指定管理者が関係機関と連携し、様々な事情を抱える入所者へのきめ細かい支援を行っていく必要があります。

主な取組

(1) ひとり親家庭などへの支援の充実

《ひとり親家庭などの相談・情報提供体制の強化》

- ◆ひとり親家庭などの自立に向けて、就業や子育て、養育費など幅広い分野にわたる相談に適切に対応できるよう体制を充実させるとともに、関係機関、関係団体等と連携して様々な支援事業の情報を的確に周知するなど、支援事業の利用促進を図ります。
- ◆ひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた情報提供等を行う「母子・父子自立支援員」のスキルアップを図るとともに、支援内容の充実を図ります。

《ひとり親家庭などの子育て・生活支援の充実》

- ◆ひとり親家庭などの親が子育てと仕事を両立しながら、安心して暮らしていけるよう、他の関連施策とも連携して、子育てや生活の支援を行います。

《ひとり親家庭などの就業支援の充実》

- ◆ひとり親家庭などが経済的に自立した生活を送ることができるよう、正規雇用や所得向上等につながる資格や技術の習得のための講習会の実施など、関係機関、関係団体と連携し、就業支援を行います。

《ひとり親家庭などの経済的支援の推進》

- ◆ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当の支給や福祉資金貸付を実施し、経済的支援を行います。

(2) すみれ寮における支援の充実

《すみれ寮における支援の充実》

- ◆すみれ寮の入所者に対する自立促進のため、指定管理者との連携を密にし、入所者が相談しやすい環境を整備するなど、支援の充実を図ります。

3 児童虐待防止に向けた支援の充実

現状と課題

《本市における児童虐待への対応》

- 本市における児童虐待相談件数は、平成 23 年度が 361 件、平成 24 年度が 368 件、平成 25 年度が 350 件、平成 26 年度が 271 件（県児童相談所及び市対応分による相談件数）となっており、依然として高い水準で推移しています。
- 市では、児童相談所などの関係機関で構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」を設置し、多様な虐待ケースに対応できるよう、地域と行政、医療、福祉、教育などの関係機関と連携した体制を構築しています。
- 市では、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的とした相談機能強化のため、児童虐待に関して専門的な知識を有する「児童虐待相談員」を配置し、児童虐待に関する相談対応、調査及び状況確認、関係各課及び関係機関との連絡調整などの業務を行っています。

主な取組

(1) 児童虐待防止に向けた支援の充実

《発生予防》

- ◆子どもの発達や子育ての不安から児童虐待が発生することを防ぐため、保健所や子ども支援センター、地域子育て支援センター等における育児・発達・保健相談や情報提供を充実します。
- ◆また、保健師による、4か月児健康診査をはじめとする各種健康診査におけるきめ細かな保健指導や健康相談、妊産婦・新生児・未熟児・養育支援が必要な児童への家庭訪問などのほか、保育士による、子育てに不安やストレスを抱えている家庭への訪問支援などを実施し、児童虐待の発生予防に努めます。
- ◆さらに、子育て中の親が、自分の住む地域において子育てに関する相談が気軽にできるよう、各地域の身近な相談役である民生委員・児童委員、主任児童委員の周知に努めます。

《早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者の支援》

- ◆児童虐待の早期発見・早期対応のため、子どもの発育や養育状況を把握する必要があることから、健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問を引き続き実施します。
- ◆児童虐待に関するあらゆる相談に対し、児童虐待に関する専門的な知識を有する児童虐待相談員による相談対応及び状況確認等を実施します。
- ◆虐待に関する通報や情報提供があった際には、児童相談所と情報を共有するとともに、「青森市要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、児童の安全確認及び情報収集を実施します。
- ◆学校や認定こども園・幼稚園・保育所などの関係機関と情報を共有しながら、地域における見守り等を行うとともに、保健師や保育士が虐待のケース世帯を定期的に訪問し、世帯の状況把握に努め、育児に関する相談・助言等を実施します。
- ◆立入調査や一時保護、施設入所等の措置が必要な児童に対し、児童相談所と連携して対応にあたりるとともに、施設退所後の安定した生活のための環境整備等の支援（アフターケア）を行っていきます。

4 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援

現状と課題

《子どもの貧困対策》

- 子どもの貧困対策について、国においては、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定、平成26年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策大綱」を策定し、すべての子どもたちが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、重点施策として、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」を掲げ、切れ目のない施策を進めています。
- 子どもの貧困対策の推進にあたっては、第一に子どもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な取組が実施されるよう配慮する必要があります。

《様々な環境にある子どもの状況》

- 社会的養護が必要な子どもや、ひきこもり、さらには性的マイノリティの子どもなど、様々な環境にある子どもたちに対して、適切な支援を行う必要があります。

主な取組

(1) 子どもの貧困対策の推進

《子どもの貧困対策の推進》

- ◆家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりなどにつながる支援を行います。
- ◆複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談等の支援を行います。
- ◆専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設「すみれ寮」を活用しながら生活を支援します。
- ◆児童扶養手当の支給や母子父子福祉資金の貸付をはじめ、就学援助や各種奨学金制度の利用を促進するなど、経済的な支援を行います。
- ◆国、県の情報や他都市の事例を参考にしながら、本市における子どもの貧困の実態の適切な把握に努めます。

(2) 様々な環境にある子どもや家庭への支援

《社会的養護を必要とする子どもへの支援》

- ◆県が実施する、社会的養護により育った子どもの地域生活を支援する体制整備に協力するなど、社会的養護を必要とする子どもの自立支援に努めるとともに、里親制度の周知や理解促進を図ります。

《性的マイノリティの子どもへの配慮》

- ◆性的マイノリティの子どもたちの相談に応じるとともに、人権への配慮と多様性の尊重についての市民の理解を促進します。

《その他様々な事情により育児が困難な保護者とその子どもへの支援》

- ◆アルコールやギャンブル、薬物への依存、また様々な疾病などにより育児が困難な保護者とその子どもについて、関係機関との連携により個別の事情に応じた支援を図ります。

《子ども・若者の社会的自立の促進》

- ◆教育、福祉、保健、医療、雇用などさまざまな分野の機関で構成する二ート、ひきこもりなどの若者を支援するネットワークづくりや支援に携わる人材の育成など、困難を抱えている子ども・若者の支援をするほか、地域における子ども・若者の育成支援体制の充実を図ります。

第5章

子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

1 子どもが安全安心の確保

現状と課題

《交通安全対策》

- 現代の車社会においては、子どもの交通事故として「自動車同乗中」、飛び出しなどによる「歩行中」、安全不確認による「自転車乗車中」などといった交通事故が、依然として発生している状況にあることから、学校・地域との連携のもとに、交通安全指導の徹底や子どもと大人双方の交通ルール遵守とマナーの向上を図り、子どもの交通事故の未然防止に努めていく必要があります。
- 子どもの交通安全意識を高め、交通事故を未然に防止するためには、子どもに対する交通安全教育を今後も積極的に実施する必要があります。
- 市内では、通学区域においてボランティアが登下校時の交通安全指導を実施している小学校もありますが、交通安全意識の啓発を図っていくためには、警察署や交通安全協会などの各関係機関・団体と連携し、このような取組を支援していく必要があります。
- 交通安全意識の啓発にあたり、各関係団体の構成員の高齢化や担い手不足が課題となっており、今後は地域等と連携を図り、新たな人材を確保しながらの交通安全活動への取組を進めていく必要があります。

《犯罪被害や有害情報から守る活動》

- 刑法犯の認知件数は年々減少傾向にありますが、子どもが事件に巻き込まれるなどの不安感が高まっています。子どもを犯罪被害から守るためには、地域、行政、関係団体等が連携し、地域における子どもの見守り機能を強化していくなどの対策を進める必要があります。
- 特に、帰宅途中の子どもたちを対象とした不審者・変質者による行為など、子どもが被害にあうケースは毎年発生しており、とりわけ犯罪の発生しやすい空き家・空き地の点検や情報提供など、地域、行政、関係機関等が連携して学校を支援していく必要があります。

- インターネット上の有害情報の氾濫など、子どもだけでは、防ぐことが難しい問題があることから、子どもたちの豊かな心を育むため、引き続き、有害情報から子どもたちの身を守る取組が求められています。

《道路交通環境》

- 道路は、市民の重要な生活基盤施設であることから、すべての人にとって円滑な歩行空間の整備を行う必要があります。子どもはもちろんのこと、妊産婦や乳幼児連れの方などすべての人が、いつでも安全・安心・快適に移動できるよう、道路の段差解消等のバリアフリー化を推進する必要があります。
- 本市をはじめとする雪国では、積雪によって歩道幅員の減少や凍結による転倒など、冬期特有の障害（バリア）が存在します。この冬期バリアを解消することで、安全で快適な歩行者空間の確保を図るとともに、防犯灯や道路照明灯などの整備による夜間でも明るく安全な道路環境を整備するなど、年間を通じて安全で快適な道路環境を確保することが求められています。

《災害に対する備え》

- 災害発生時に、子どもたちが自らの安全を確保できるようにするためには、学校・認定こども園・幼稚園・保育所などにおいて、子どもたちの発達段階や地域の実情を考慮した安全教育（防災教育）の充実を図る必要があります。
- 災害時における子どもたちの助け合いの精神、集団生活への適応など、日頃から防災に関する子どもたちの意識の涵養等を行う必要があります。
- 災害発生時に子どもたちやその家族が避難した場合であっても、安全で安心して過ごすことができる避難所の環境を整備する必要があります。
- 災害の発生に備えて、家庭や地域、学校・認定こども園・幼稚園・保育所などの関係機関が連携し、子どもたちの安全管理体制を確立していく必要があります。

主な取組

(1) 交通安全の確保

《交通事故の未然防止》

- ◆各関係機関・団体と連携し、四季の交通安全運動や市民交通安全行動の日等において交通安全に対する意識啓発を行うなど、市民一体となった交通安全活動を推進し、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。
- ◆通学路については、平成27年3月に策定した「青森市通学路交通安全プログラム」に基付き、関係機関と連携した合同点検及び対策の実施により年間を通じての安全確保に取り組みます。特に積雪時には、通学路の安全確保に向けた対策を強化するとともに、除雪協力会が組織された小学校に、小型除雪機を貸与します。
- ◆自動車に乗車中の幼児の死傷事故を防ぐため、保護者に対するチャイルドシート着用の強化の啓発を図ります。
- ◆登下校時の安全確保に当たる交通安全誘導ボランティアの高齢化に伴い、新たな人材の確保を図ります。
- ◆子どもの通行の安全を確保するために、自転車放置禁止区域内における指導及び自転車の撤去を行うとともに、違法駐車防止のための啓発を実施します。

《交通安全教育の実施》

- ◆心身の発達段階や地域の実情に応じて、交通安全教育指導員による交通安全教育を計画的かつ継続的に実施し、子どもの交通安全に対する意識の醸成を図るため、効率的・効果的な交通安全教室を実施するほか、新入学児童に対する交通安全意識の啓発や、小学校における登下校時の交通安全指導の推進など、学校・家庭・地域・関係機関・団体などと連携を図りながら、子どもの年齢に応じた段階的・体系的な交通安全教育を推進します。

(2) 犯罪被害から守る活動の促進

《防犯教室の開催等》

- ◆小学校における防犯教室及び中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るため、学校の教員を対象とした防犯や応急処置等の研修を実施します。

- ◆子どもが犯罪にあったときなどの緊急避難場所である「子ども110番の家」、「子ども110番のみせ」など、防犯ボランティアの活動を推進します。

(3) 有害情報や非行から守る取組の充実

《子どもを有害情報や非行から守る取組の実施》

- ◆子どもを有害情報や非行から守る取組の充実を図るため、ネット上の有害情報把握のためのネットパトロールや、学校及び家庭における情報モラルに関する指導の支援、インターネットのフィルタリング^{※1}とペアレンタル・コントロール^{※2}の普及・啓発、少年指導委員等による巡回・街頭指導、有害図書等の見回り活動に取り組みます。

(4) 安全な道路交通環境の整備

《安全で快適な歩行者空間の確保》

- ◆道路段差等の危険箇所の把握に努めるとともに、段差が確認された場合は随時その解消に努めるなど、道路段差解消や点字ブロックの設置など、歩行者空間の整備を推進します。

《危険な交差点の改良》

- ◆見通しの悪い危険な交差点では、交通診断を実施し、危険性が高いと判断された箇所については、道路反射鏡の設置や歩道の拡幅、隅切り等の設置等により、引き続き、より安全な交差点に改良します。

《冬期バリアフリーの推進》

- ◆冬期間の移動を円滑にし、快適な歩行者空間の拡大を図るため、引き続き、歩道融雪や流・融雪溝の整備を計画的に進めるとともに、除排雪を充実するなど、地域の実情に応じた安全、安心、快適な歩行者空間のネットワーク形成を推進します。

※1 フィルタリング：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、子どもが有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。

※2 ペアレンタル・コントロール：DVD やインターネット、携帯電話などの電子メディアにおいて、性的表現や暴力的表現など、子どもに悪影響を及ぼす可能性のあるサービスやコンテンツに対して、親が視聴・利用・時間制限をかけること。また、そのための装置やソフトウェアの機能。

《冬期歩行者空間の確保》

- ◆冬期間における道路交通の確保及び市民生活の安定を図るため、車道、歩道の除排雪を推進するとともに、PTAや学校関係者、地域住民の協力による通学路等の除雪を引き続き実施していきます。

《街灯の整備》

- ◆夜でも安全に安心して通行できる明るい道路環境の整備のため、防犯灯や幹線道路等の道路照明灯の整備及び維持管理を引き続き実施していきます。

(5) 災害時における安全の確保

《災害時における子どもたちの自立の促進》

- ◆子どもたちが日頃から、災害時における危機をよく理解し、日常的な備えを行うとともに、定期的な避難訓練の実施などにより、災害発生時には的確な判断の下、自らの安全を確保するための行動がとれるよう、学校・認定こども園・幼稚園・保育所などにおける安全教育（防災教育）を充実します。
- ◆子どもたちの防災意識の涵養や災害時における助け合いの精神の向上を図るとともに、災害時の集団生活にも適応できるよう、集団での宿泊訓練の実施や地域で行われる防災講話・防災訓練に子どもたちが参加しやすい環境づくりを図ります。

《災害時においても安全で安心して過ごすことができる環境の整備》

- ◆大規模災害時においても子どもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、青森市地域防災計画に基づき、引き続き避難所の整備及び避難所機能の確保を図るとともに、妊産婦や乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方への適切な対応ができるよう、避難所運営体制の整備を図ります。
- ◆近年、多様化が進む危機事案に的確に対応するため、災害時における関係団体などと連携を強化するとともに、地域の防災力を強化しながら災害発生時の子どもの安全管理体制を構築します。

2 子育てを支援する生活環境の充実

現状と課題

《居住環境や公園・緑地》

- 住宅施策については、本市の豊かな自然環境と共生し、雪に強く、また、子育て世帯などに配慮した住まいづくりの促進が求められています。
- 公園施設については、地域住民全員の利用を対象に整備された都市公園や市街地の一角に子どもの遊び場として整備された児童遊園・ちびっこ広場があるほか、青い森セントラルパークや月見野・浅虫温泉森林公園、合子沢記念公園を整備し、子どものみならず、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場、地域コミュニティの場として活用されています。
- 多くの公園施設については老朽化が進んでおり、計画的な改築・更新を行うとともに適正な施設管理を行っていく必要があります。
- 本市には、未だ公園空白地区が存在しており、これらの解消等を図る必要があります。
- 個性豊かな緑と花があふれるまちなみの形成にあたり、地域における自主的な緑化活動には温度差が見受けられることから、緑化活動のPRなどの動機づけなど、地域と行政の連携による緑化活動の推進が必要です。
- 河川等水辺空間を、市民の憩いの場やレクリエーションの場として活用できるための取組を進めていく必要があります。

《子どもや妊産婦にやさしい生活環境》

- 妊産婦や子ども、子ども連れのかたも含め、すべての人が安心して外出でき、安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加できるよう、人にやさしい環境の整備が求められています。
- 平成 18 年 12 月施行の「バリアフリー新法」や平成 11 年施行の「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等の新築や大規模改修においてバリアフリー化が進められており、市所有の既存施設については、平成 15 年 2 月策定の「青森市所有施設バリアフリー整備方針」に基づき、整備の優先順位や時期を判断し、本庁舎正面玄関のスロープ整備、障がい者用トイレへのベビーシートの設置による多目的トイレ化、おむつ替えや授乳ができる「パパママゾーン」やキッズスペースの設置などを順次進めてきました。
- 今後においても、公共施設のみならず民間施設などに対して、ベビーベッドやベビーチェア、ゆったりとした多目的トイレなど、安心して利用できる施設整備をするよう働きかけることが必要です。

主な取組

(1) 生活環境の整備

《良好な居住環境の整備》

- ◆市営住宅の整備にあたっては、引き続き、バリアフリー化などを推進し、子どもや妊産婦に配慮した居住環境の向上を図るとともに、就学前の子どもや障がいのある子どもがいる世帯などの市営住宅への入居にあたっては、関係法令に基づいた入居基準緩和を適切に行います。
- ◆住宅関連情報を容易に収集できるようにするため、引き続き、専門機関や住宅関連団体等との協力体制の充実を図るとともに、住宅相談窓口や、各種広報媒体を活用し、住宅関連の情報提供を図ります。
- ◆屋根雪処理の負担が少ない無落雪屋根方式などを採用した克雪住宅や既存建物の耐震診断及び耐震改修の普及・促進などにより、引き続き、雪を含む災害に強い住まいづくりを促進します。

《公園・緑地の整備・管理》

- ◆公園施設の老朽化に対する安全対策の強化を図るため、「青森市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な公園施設の改築・更新を進めるとともに、市民や市民団体などと連携を図りながら、公園施設の適正な管理体制の充実を進めます。
- ◆市民ニーズを踏まえながら、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図るとともに、公園空白地区の解消等に向けた検討を進めます。

《河川等水辺空間の活用》

- ◆親水性のある河川整備・活用の推進を図り、河川愛護団体などの活動の支援や連携を行うことにより、市民が地域の身近な河川などの自然環境にふれあう機会を提供します。

《緑化の推進》

- ◆子どもが生き生きと成長し、豊かで潤いのある暮らしができるよう、引き続き、市民の緑化意識の啓発や、地域住民の自主的な緑化活動を支援するとともに、地域と行政の連携による緑化活動の推進を図ります。

《ちびっこ広場、児童遊園の整備・管理》

- ◆子どもが屋外で安全に楽しく遊ぶことができる環境づくりを進めるため、子どもの健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにすることなどを目的とした「ちびっこ広場」や「児童遊園」の適正な維持管理に努めます。

(2) 安心して外出できる環境の整備

《公共施設等のバリアフリー化の推進》

- ◆「青森市所有施設バリアフリー整備方針」に基づき、引き続き、整備優先順位や整備時期を判断し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。
- ◆妊産婦にやさしい地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保など、妊産婦に対する周囲の気遣いを促すことを目的とした「マタニティマーク」の普及啓発や、妊産婦に対する周囲の気遣いを促すことを目的とした事業の継続に努めます。